

第1編 総則編

(総 則 編)

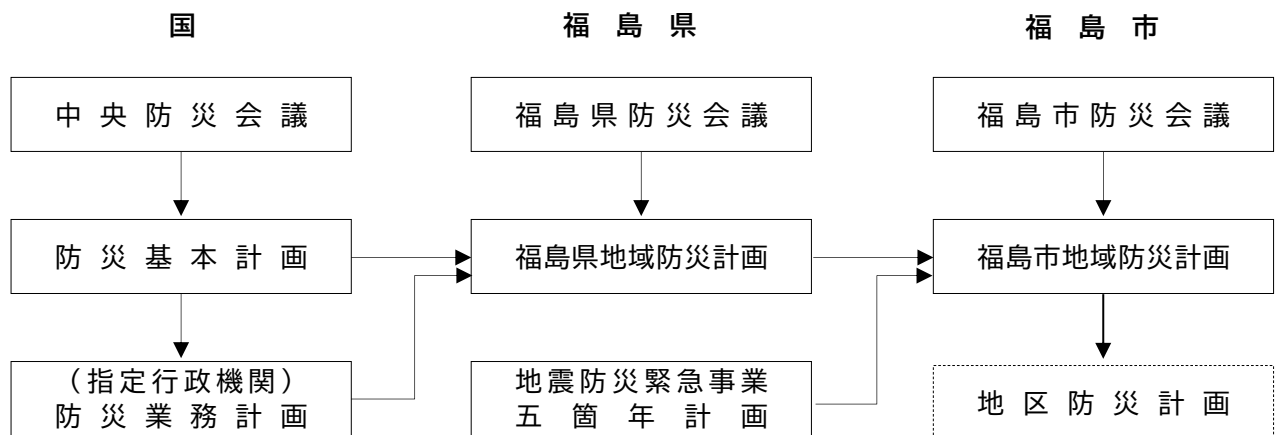
第1章 総 則

第1節 計画の目的、災害対策の基本理念及び方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「基本法」という。）第42条及び福島市防災会議条例第2条の規定に基づき、福島市防災会議が作成する計画であり、国の防災基本計画や県の地域防災計画と連携した市の地域に関する計画である。本計画に基づき、安全で災害に強いまちづくりを進めるとともに、福島市、県、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災機関及び市民が、相互に緊密な連絡を取りつつ、その総力をもって、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減することをもって、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

国、県、市町村における防災会議と防災計画の位置づけ



第2 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定するものとする。

- 1 我が国の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害発生時における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第3 基本方針と活動目標

この計画は、防災に際し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とするものとする。

1 基本方針

(1) 防災事業の推進

治山治水及び地震災害対策をはじめとする各種の防災事業は、防災対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、積極的な防災事業の推進を図る。

(2) 防災関係機関相互の協力体制の確立の推進

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

(3) 市民の防災活動の推進

「自らの身の安全は自らが守る」のが防災の基本であり、市民自らが災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主的な防災活動に参加するなど、地域の防災に寄与するものとする。

市は、市内の公共的団体・事業所等の防災に関する組織及び住民による自主防災組織の充実を図り、地域が有するすべての防災機能が十分発揮されるよう努めるものとする。

(4) 防災業務施設、設備、資機材等の整備等

防災関係機関は、災害が発生し、又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、資機材等の整備等を図る。

(5) デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進するとともに、デジタル化に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備等に努める。

また、被災者台帳の整備や罹災証明書の発行等、被災者支援業務の迅速化・効率化に向けたデジタル技術の積極的な活用及び環境整備を進める。

2 発災直前及び発災後の活動目標

風水害等の災害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性の予測が可能なことから、被害を軽減するために情報の伝達、避難誘導、発災直前の活動が重要である。また、時間経過により被害様相も変化することから、防災機関等が相互連携を図りながら災害対策を実施するために、時間経過にあわせた活動目標の設定をするものである。

(1) 発災直前の活動目標

- ① 気象情報、警報等の伝達
- ② 避難誘導の実施、指定避難所開設と運営
- ③ 水防活動、ダム・堰・水門等の適正な操作による災害防止活動の実施

(2) 緊急対応時の活動目標

- ① 初動体制の確立
- ② 生命及び安全の確保
 - ・ 初期消火、救出救助等活動の展開
 - ・ 迅速な避難誘導の実施、指定避難所の開設と運営
 - ・ 広域的応援の要請、広域的救助救急活動の実施
 - ・ 給食、給水の実施
 - ・ 災害の拡大防止及び二次災害防止
- (3) 応急対応時の活動目標
 - ・ ライフラインの復旧等
 - ・ 救援物資等の調達、配給
 - ・ 通勤、通学等環境の早急な回復
- (4) 復旧対応時の活動目標
 - ・ 被災者の生活再建等ケア
 - ・ がれき等の撤収作業
- (5) 復興対応時の活動目標
 - ・ 被災者の生活再建の推進
 - ・ 都市復興計画の推進
 - ・ 都市機能の回復

第4 計画の周知徹底

市の各部署は、平素からこの計画の担当部分につき習熟を図るとともに、災害時行動マニュアルを整備し、職員に周知徹底を図るものとする。

また、市は市民及び関係団体・一般企業等に対し、この計画の内容に基づき防災に関する広報を行い、それぞれの防災意識と防災対応力の強化を図る。

第5 地震防災緊急事業五箇年計画

県は、地震防災対策の強化を図るため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律111号）に基づき地震防災上緊急に整備すべき施設等に関しての地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定し、事業の推進を図ることとされているが、市においては、これら五箇年計画の事業計画を、この防災計画の一部として定めるとともに、関係部署は県と協議のうえ積極的に事業を推進するものとする。（市に係る事業は、資料編 資料1-1のとおり）

第2節 計画の構成と修正

1 計画の構成

この計画は、総則、一般災害対策編、地震対策編及び資料編の4編をもって構成する。

第3編地震対策編は、一般災害対策編の第26節を除き一般災害対策編の記載を引用する。

各編の目的と構成は次のとおりとする。

第1編 総則

本防災計画全般に係る方針・基本想定及び災害予防計画を定める。

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第2編 一般災害対策編

第1章 防災に関する組織

第2章 災害応急対策計画

第3章 災害復旧対策計画

第4章 火山防災計画

第3編 地震対策編

地震災害に関する対策を定める。

第1章 災害予防計画

第2章 災害応急対策計画

第4編 資料編

この計画全般に関する資料を記載する。

2 他の計画との関係

(1) 「福島県地域防災計画」との関係

この計画は、「福島県地域防災計画」との整合を図るものとする。

(2) 他の法令等に基づく計画との関係

この計画は、本市の市域に係る防災総合対策の基本としての性格を有するものであって、災害対策基本法第42条に基づく計画並びに他の法令の規定に基づく計画の防災に関する部分については、この計画と矛盾し、又は抵触することがあってはならない。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第3節 市及び防災関係機関等の事務又は業務の大綱

市は、市の区域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から守るため、国・他の地方公共団体その他の公益的事業者等の協力を得て防災体制を確立するものとする。

市及び市の地域における防災に関する機関等が防災に関して処理する事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 福島市

事 務 又 は 業 務
1 福島市防災会議に関すること。 2 防災施設、組織の整備と訓練に関すること。 3 防災知識の普及及び教育に関すること。 4 災害による被害の調査及び報告と情報の収集に関すること。 5 避難対策に関すること。 6 災害の防除と拡大の防止に関すること。 7 消防活動その他の応急措置に関すること。 8 救助、救護、保護に関すること。 災害時の保健、衛生、医療に関すること。 医療関係機関及び福祉関係機関の被害の調査に関すること。 9 災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 10 被災産業に対する融資のあっせんに関すること。 11 被災市有施設の応急対策に関すること。 12 災害時における文教対策に関すること。 13 災害対策要員の動員、雇用に関すること。 14 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 15 被災施設の復旧に関すること。 16 関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。 17 その他の応急対策に関すること。

2 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
東北農政局	1 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導、助成に関すること。 2 農業関係被害情報の収集報告に関すること。 3 農作物、蚕、家畜等の防災、管理、指導に関すること。 4 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付けに関すること。 5 野菜、乳製品等の食料品、飼料種もみ等の供給対策に関すること。 6 災害時における応急用食料の調達、供給に関する情報収集、連絡に関すること。

機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
福島森林管理署	1 所轄施設の災害予防及び災害復旧対策の実施に関すること。 2 林野火災の予防対策の実施に関すること。 3 治山対策の実施に関すること。 4 災害時における緊急資材の供給に関すること。
福島地方気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
福島労働基準監督署	1 事業所、工場等における労働災害の防止対策の実施に関すること。
東北地方整備局福島河川国道事務所	1 所轄道路及び河川の災害の予防及び復旧対策の実施に関すること。 2 水防団体に対する技術指導に関すること。 3 洪水警報等の発表及び伝達に関すること。 4 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。 6 福島市が実施する応急措置の支援協力に関すること。
東北運輸局福島運輸支局	1 災害時における輸送力の確保及びあっせんに関すること。
東北財務局福島財務事務所	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 2 災害時における国有財産の無償貸与等に関すること。
福島地方環境事務所	1 環境モニタリングの実施・支援に関すること。 2 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 3 家庭動物の救護支援に関すること。

3 福 島 県

機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
県北地方振興局	1 県北地方災害対策本部に関すること。 2 気象通報の伝達及び災害情報の収集に関すること。 3 防災機関相互の連絡調整に関すること。 4 自衛隊の派遣要請に関すること。 5 災害関係職員（情報連絡員（県リエゾン）を含む）の動員及び派遣に関すること。 6 災害救助法の適用に関すること。

機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
県北建設事務所	1 所轄道路及び河川の災害の予防及び復旧対策の実施に関する事 2 水防活動（水防資材調達等）に関する事 3 土木関係被害の調査及び応急対策に関する事
県北農林事務所	1 農林業関係の被害の調査に関する事 2 農林産物の技術対策に関する事 3 農林業関係施設の応急復旧に関する事
県北保健福祉事務所	1 福島県地域防災計画の所定の業務に関する事
県北流域下水道建設事務所	1 所轄下水道の災害の予防及び復旧対策の実施に関する事

4 福島県警察

機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
福島警察署 福島北警察署	1 災害時における住民の避難誘導及び救助に関する事 2 犯罪の予防、交通の規制等に関する事 3 災害予警報の伝達及び災害情報の収集に関する事

5 自 衛 隊

機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊福島駐屯地	1 災害の応急救援又は応急復旧に関する事 2 災害救助のための物品貸付及び譲与に関する事

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵便(株)	1 災害時における郵政事業運営の確保に関する事 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事 3 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関する事
東日本旅客鉄道(株)東北本部福島支店	1 鉄道施設の保全維持管理に関する事 2 災害時における救助物資、防災資器材、人員等の緊急輸送措置に関する事
東日本電信電話(株)福島支店	1 通信施設の保守、管理に関する事 2 災害時における通信の確保及び災害応急措置の実施のための通信の優先確保に関する事
日本赤十字社福島県支部	1 災害時における医療救護業務及びその他救護業務の実施に関する事 2 義援金の募集、配分に関する事 3 災害救助者と救助奉仕者の連絡調整に関する事

機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
NHK福島放送局	1 気象予報、警報等の放送に関すること。 2 災害状況及び災害対策に関する放送に関すること。 3 防災知識の普及に関すること。
公益財団法人福島県トラック協会 県北支部	1 災害時における車輛借上要請に対する即応措置に関すること。 2 災害用物資の緊急輸送に関すること。
東北電力ネットワーク(株) 福島電力センター	1 電力供給施設の整備及び防災管理に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。 3 被災電力施設の復旧に関すること。
日本銀行福島支店	1 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。 2 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 3 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。
東日本高速道路(株)東北支社福島 管理事務所	1 災害時の応急復旧に関すること。 2 道路の災害復旧に関すること。
イオン(株)福島店	1 災害時の食料品・日用品等の生活必需物資や医薬部外品等の供給に関すること。
石油関連企業(ENEOS、出 光興産、太陽石油、コスモ石油)	1 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設等への燃料の優先的な供給に関すること。
運輸関連企業(福山通運、佐川 急便、ヤマト運輸、西濃運輸)	1 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力に関するこ と。
通信関連企業(NTTドコモ、KDDI、 ソフトバンク、楽天モバイル)	1 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達に関すること。 2 被災電気通信施設の復旧に関すること。
コンビニエンスストア (セブンイレブン、ローソン、ファ ミリーマート)	1 災害時の食料品・日用品等の生活必需物資や医薬部外品等の供給に 関すること。
福島交通(株)、阿武隈急行(株)	1 被災時における人員の輸送及び避難等の輸送の協力に関すること。 2 被災地の交通の確保に関すること。
JRバス東北(株)福島支店	1 被災地の人員輸送の確保に関すること。 2 災害時における避難者等の緊急輸送の協力に関すること。
放送機関(テレビ局、ラジオ局)	1 気象予報、警報等の放送に関すること。 2 災害状況及び災害対策に関する放送に関すること。 3 防災知識の普及に関すること。
(株)福島民報社	1 災害状況及び災害対策の報道に関すること。
福島民友新聞社	1 災害状況及び災害対策の報道に関すること。
公益社団法人福島県看護協会県北支部	1 医療助産等救護活動の実施に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。

機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
福島県診療放射線技師会	1 医療助産等救護活動の実施に関する事。 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供に関する事。 3 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。
福島県LPガス協会	1 災害時におけるLPガスの安全対策の実施に関する事。
福島県警備業協会	1 災害時における警戒警備業務及び交通誘導への協力に関する事。

7 公共的団体

機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
新聞社	1 災害状況及び災害対策に関する報道に関する事。
農業協同組合、森林組合、 土地改良区等の農林関係団体	1 農作物、林産物、農業用施設等の災害復旧対策についての指導に関する事。 2 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関する事。
商工会議所、商工会、生活協同組合等の商工業関係団体	1 市が行う商工業関係の被害調査、融資及びそのあっせん等の協力に関する事。 2 災害時における物価安定についての協力に関する事。 3 緊急用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力に関する事。
病院等医療機関	1 災害時における負傷者の医療救護、助産救護、及び受入患者に対する医療の確保に関する事。
公益社団法人福島県トラック協会 福島支部、福島地区タクシー協同組合、一般交通運輸業者	1 災害時における緊急輸送についての協力に関する事。
ガス供給事業者	1 災害時における都市ガス及びプロパンガスの安定的供給に関する事。
JRA福島競馬場	1 災害時における指定緊急避難場所等の協力に関する事。
一般社団法人福島市医師会	1 災害時における医療及び助産活動に関する事。 2 医師会と医療機関との連絡調整に関する事。
一般社団法人福島歯科医師会	1 災害時における歯科医療活動に関する事。 2 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関する事。
一般社団法人福島薬剤師会	1 災害時における調剤等に関する事。 2 医療機関等との連絡調整に関する事。
公益社団法人福島県北食品衛生協会	1 災害時における食品衛生に関する事
社会福祉法人福島市社会福祉協議会	1 災害時ボランティアの受入れに関する事。 2 生活福祉資金の相談、受付に関する事。
一般社団法人福島県助産師会	1 災害時における助産活動に関する事
公益社団法人福島県獣医師会	1 災害時における逸走動物の救護に関する事 2 災害時におけるペット同伴避難所の支援に関する事

第4節 住民等の責務

第1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。

第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策に協力するものとする。

第5節 市 の 概 要

第1 福島市の自然条件

1 位置及び地勢

本市は、福島県の中北部に位置し、西は奥羽山脈の吾妻山から東は阿武隈高地の一部にまで及び、山に囲まれた盆地となっており、その中央を阿武隈川が南北に流れている。

北 緯	東 経	標 高	面 積	広 ば う	隣 接 市 町 村			
					東	西	南	北
37° 45' 39"	140° 28' 26"	65.68m	767.72km ²	東西 30.2k 南北 39.1k	伊 達 市 川 俣 町	猪苗代町 (山形県) 米 沢 市	二本松 市	桑 折 町 (宮城県) 白 石 市 七ヶ宿町 (山形県) 高 畠 町

2 気 象

本市は、阿武隈・奥羽の二つの山系に挟まれた、盆地特有の気候特徴を持つ地域である。

春は周期的に天気に変化し、季節風による寒の戻りや、南からの暖気の流入による気温の上昇等、寒暖の差が激しい。移動性高気圧に覆われて晴れると、夜間は放射冷却により気温が下がり、遅霜により農作物に被害が発生することがある。また、帯状の高気圧に覆われて晴れの日が続くと、空気の乾燥が顕著となる。本市は、この頃に湿度が一年で最も低くなる。

6月中旬になると、太平洋高気圧が徐々に強まり、日本の南海上に前線が停滞し、梅雨となる。この時期はオホーツク海高気圧から冷湿な気流が流れ込み、気温が低く、曇りや雨の日が続くことがある。梅雨の末期は、太平洋高気圧の強まりとともに梅雨前線が北上し、大雨をもたらすことがある。

7月下旬、梅雨が明けると、太平洋高気圧に広く覆われて、気温が高く日照時間も多くなる。本市は、盆地特有の気候により、高温になりやすい。

秋、9月頃になると、太平洋高気圧が弱まり、秋雨前線が停滞すると、曇りや雨の日が多くなる。この時期は台風の季節でもある。台風の接近時に秋雨前線が停滞している場合には前線が活発化し、長時間の大雨となり被害を増大させることもある。10月中旬になると、大陸の乾燥した高気圧に覆われるようになる。移動性高気圧に覆われて晴れた日の明け方は、放射冷却により気温が下がり、早霜により農作物に被害が発生することがある。

冬、12月中旬になると、シベリア高気圧が優勢となって北西の季節風が吹き出し、乾燥した晴天の日が続くが、冬型の気圧配置が強まると、市の西側の吾妻山付近の山沿いを中心に大雪をもたらす、強風害や雪害が発生することがある。

3 主要河川

(位置図、資料編 資料1－2参照)

名 称	水 流 地 名	流 水 地 名	名 称	水 流 地 名	流 水 地 名
阿 武 隈 川	二 本 松 市	伊 達 市	須 川	市 内 (高湯)	荒 川
摺 上 川	市 内 (茂庭)	阿 武 隈 川	荒 川	〃 (土湯)	阿 武 隈 川
赤 川	〃 (中野)	摺 上 川	水 原 川	〃 (松川)	〃
小 川	〃 (〃)	〃	濁 川	〃 (信夫)	〃
八 反 田 川	〃 (大笹生)	阿 武 隈 川	大 森 川	〃 (〃)	〃
松 川	米 沢 市	〃	烏 川	〃 (茂庭)	摺 上 川
中 津 川	市 内 (茂庭)	摺 上 川	女 神 川	〃 (飯野)	阿 武 隈 川
天 戸 川	市 内 (吾妻)	須 川			

4 主要山岳

(位置図、資料編 資料1－2参照)

名 称	標 高 (m)	名 称	標 高 (m)
豪 士 山	1,022	吾 妻 小 富 士	1,707
七 ツ 森	1,218	東 吾 妻 山	1,974
栗 子 山	1,216	高 山	1,804
家 形 山	1,877	鬼 面 山	1,481
一 切 経 山	1,948	箕 輪 山	1,728

5 地 質

本市における地質の概況は、西部山岳地帯の高地は主として新期安山岩類であり、山岳地の低地及び南部は新期火山砕屑物でおおわれている。

北部の茂庭原生林一帯のうち、西方が古期花崗閃緑石、東方が新第3紀中部層と分かれており、その境界の中野横川地内を南北に大きな断層が生じている。

東部の山岳は玄武岩及び新期安山岩類が大部分で、盆地内の標高 100m前後の平地は沖積層、標高 70m以下の市街地周辺については洪積層で厚くおおわれている。

6 活 断 層

活断層については、「日本の活断層－分布図と資料、活断層研究会編、東京大学出版会」によると、飯坂町湯野及び大笹生から佐原にかけた福島盆地西縁に3つの断層が確認されているほか、本市の北部から宮城県白石市の間に5つの活断層が存在している。

なお活断層は、一般に、最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層であり、その活動は、数千年～数万年に1回であるといわれている。また、市内では確認されているのが3つの活断層であるということであり、この他は皆無であるという訳ではない。

市内の活断層に活動の記録は残っていないが、昭和 31 年の白石地震は、逆断層型の地震であったことが判明している。

第2 福島市の自然災害

本市の過去における自然災害は、資料編 資料1－3のとおりである。

第3 福島市の社会的条件

1 人 口

本市の総人口は平成13年をピークに減少傾向にあり、出生数の減少や死亡数の増加に加え、原子力災害の影響による転出超過が大きな原因となっている。

年齢別構成比率では、年少人口は減少傾向にあるが、65歳以上の老年人口は年々増加し、令和2年には29.8%となっており、この増加傾向は今後も進行するものと思われる。

(単位：人)

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	297,357	292,590	294,247	282,693
0歳～14歳	43,561	39,736	34,412	31,136
15歳～64歳	192,055	180,618	175,079	160,024
65歳～ (うち75歳以上)	61,712 (28,877)	68,621 (35,013)	80,252 (40,357)	84,304 (43,183)

(資料：国勢調査)

(注1) 平成17年は飯野町分を含む。

(注2) 総人口には「年齢不詳」を含む。

2 本市の人口集中地区の人口等

本市のD.I.D地区(人口集中地区…Densely Inhabited District)は、下表のとおりである。

本市域の総面積のわずか5.2%の地域に総人口の約65%の人口が集中している。

この他に、郊外の高台に住宅団地が形成されており、いわゆる密集地域として考慮する必要がある。

地 区 名		面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
I	中央、渡利、杉妻、清水、東部、鎌田、瀬上、余目、笹谷、吉井田、信夫、吾妻	37.31	170,890	4580.3
II	蓬萊	1.60	7,497	4685.6
III	飯坂	1.81	6,637	3666.9
合 計		40.72	185,024	4543.8

(資料：令和2年国勢調査)

3 昼夜間人口比(流入流出人口の推移)

昼夜間人口比(流入流出人口の推移)をみると、昼間人口が夜間人口を上まわっている。

昼夜間人口比(流入流出人口の推移)の他に、本市の場合は、観光客の動態を考慮する必要がある。

(単位：人)

区 分	平成22年	平成27年	令和2年	区 分	平成22年	平成27年	令和2年
流入人口	26,557	29,288	26,549	流入超過数	10,103	9,378	7,532
流出人口	16,454	19,910	19,017	常住人口	292,590	294,247	282,693
				昼間人口	302,693	303,625	290,225
				昼間/常住比率	103.5	103.2	102.7

4 本市の土地利用

本市は、周囲を山に囲まれた盆地で、面積の約 70%は林野である。また、吾妻連峰を水源地とする荒川、須川、松川等多くの河川が西から東に流れ、県南地方に源を発し本市東部を南北に縦断する形で流れる阿武隈川と合流している。このような地形のため、本市の西部においては、南北の陸路が遮断され、また東部においては東西の陸路が遮断されている。

さらに地質についてみると、平地部は阿武隈川及び吾妻山系から流れる河川によって開かれた第4紀層であり、周辺の傾斜地及び山間地は第3紀層となっている。人々の生活地域を歴史的にみると、阿武隈川及びその支川流域を軸に広がってきた。現在、中心市街地は、業務、商業等都市機能の集積と高度化が進んでいるが、木造建築密集地域も依然として広く存在している。また、郊外では高台での宅地開発により、市街地が形成されている。

本市の安全に配慮した土地利用に当たっては、これらの特徴と東日本大震災をはじめとする過去の自然災害を踏まえた土地利用が重要である。

本市の土地利用の推移

(単位：ha)

利 用 区 分	平 成 22 年	平 成 27 年	令 和 2 年
農 用 地	7,365	7,205	7,005
森 林	50,395	50,298	50,295
原 野	655	655	654
水面・河川・水路	2,128	2,132	2,132
道 路	3,282	3,417	3,447
宅 地	4,619	4,655	4,705
そ の 他	8,330	8,412	8,536
合 計	76,774	76,774	76,774
市 街 地	3,981	4,100	4,100

(注) 第4次福島市国土利用計画資料による。

平成 27 年、令和 2 年値は推計による。

第6節 調査研究体制の整備

1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

風水害等の発生危険箇所を把握するため、各地域の実情に即した防災アセスメントを行い、適切な避難や防災活動に役立つハザードマップ等の作成を推進する。

2 自主防災組織等地域における取り組み

東日本大震災等の大規模災害時には、自治体による応急対策活動が時間的・量的限界に達してしまい、地域での自主防災組織等の活動が重要となってくる。自主防災力を向上するためには、下記の点が重要となる。

(1) 個人レベル

- ① 地域での危険環境を熟知すること。
- ② 地域での近所づきあいを大切にし、要介護認定者、一人暮らし高齢者、障がい者など避難行動要支援者をはじめとする地域の居住者を把握しておくこと。
- ③ 災害時のとるべき行動について普段から認識をしておくとともに、訓練を行い、災害に備える。

(2) 地域レベル

- ① 地域住民により自主防災組織を結成する。
- ② 自主防災組織自らが地域の危険箇所等をチェックし、地図等にとりまとめたり、防災に関する研修などに積極的に参加する。

(総 則 編)

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

各機関及び市民・事業所等が、予防・応急及び復旧対策を実施する主体として適切な活動を行うため、「防災組織の整備」と市を中心とした機関が相互に連携協力するための「情報収集・連絡体制の整備」に関し、現況と今後の計画のあらましを示すものである。

第1 防災組織の整備

市及び市民や各事業所等が一体となった地域ぐるみの防災体制確立のため、自主的に災害に対処し得るための自主防災組織の育成等を推進するものとする。

この項においては、各レベルにわたる防災組織整備計画を示すものである。

1 市

【担当 危機管理室、総務部】

- (1) 市の防災組織
- | | | |
|---|---|--------|
| 市 | — | 防災会議 |
| | — | 災害対策本部 |
| | — | 水防本部 |

(2) 職員の動員配備体制の確立

休日、夜間等における職員の参集及び連絡体制の整備、動員体制の確保のため本庁、支所、他の各施設の直近職員の把握、その役割の明確化を図る。また、女性視点での災害対応の強化を図るため、女性職員の参加促進を図るとともに、幅広く職員が災害対応業務に参画できる仕組みを検討する。

2 県

県は、県地域防災計画において、次の防災組織を設置することとしている。

- (1) 県防災会議
- (2) 県災害対策本部
- (3) 県水防本部
- (4) 県石油コンビナート等防災本部

3 防災関係機関

市域を所管又は市内にある「指定行政機関」、「指定地方行政機関」(以上国の機関)、県、「指定公共機関」、「指定地方公共機関」(以上公共的機関、公益的事業を営む法人でそれぞれ内閣総理大臣、県知事が指定するもの)、自衛隊及び「公共的団体」等の防災関係機関は、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、災害予防計画及び応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要な組織を整備し、その改善に努める。

4 自主防災組織

【担当 危機管理室、消防本部】

(1) 根拠及び目的

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民が自ら行う防災活動の推進を図るため、自主防災組織の設置推進と育成に努める。

なお、自主防災組織の結成促進にあたっては、町内会・自治会を単位として行う。

これら自主防災組織に対して、災害に関する情報を提供するとともに、市民の防災に対する意識の高

揚並びに、防災活動の指導とリーダーの養成に努める。

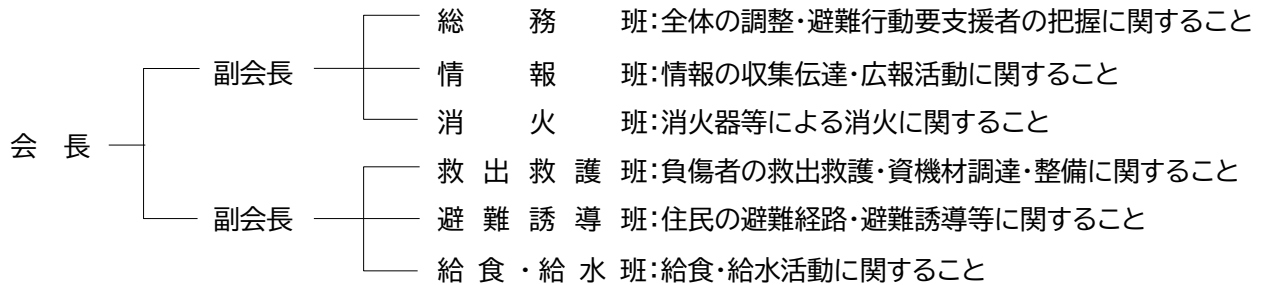
(2) 組織の規約

自主防災組織を円滑に効率よく運営していくためには、地域の実態を踏まえるとともに、基本的な事項については自主防災組織規約を設けておく必要がある。そのための規約の整備を引き続き促進する。

(3) 組織系統及び活動内容

自主防災組織の組織系統とその活動内容については、各地域の実態を踏まえ、自主的に決定されるべきであるが、その統一様式として以下に示し、その活性化と実行性の確保を図る。

(組織系統)



(活動内容)

平常時の活動	災害時の活動
○防災に関する知識の普及・啓発 ○防災訓練の実施 ○町内の安全点検の実施と情報共有 ○防災用資機材の整備・点検 ○指定緊急避難場所・避難体制の確認 ○避難行動要支援者の把握と支援体制の確認 ○その他の地震等災害の予防	○町内の災害情報の収集・伝達 ○町内の被害状況の把握、報告 ○出火防止及び初期消火 ○負傷者の救出・救護 ○避難誘導 ○給食、給水、救援物資の配布 ○安否確認

(4) 自主防災組織等の現況 資料編 資料2-1 参照

5 施設の防災組織

【担当 消防本部】

学校、病院その他多数の人が出入りする施設は、その社会的責任に基づき、自らの責任において、被災の影響が少なくてすむよう最善の努力を払うとともに、防災組織を結成し防災対策を講ずる。また、市が実施する防災事業に積極的に協力するものとする。

その具体的な活動内容は、次に示す事業所等に準ずる。

6 事業所等の防災組織

【担当 消防本部】

事業所（企業等）は、消防法第8条及び第36条の規定により「消防計画」を作成すべき事業所である場合はもちろん、地域の安全と密接な関連がある場合においては従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を拡大することのないよう、的確な防災活動を行うものとする。

また、事業所は、自主的な防災組織の編成に努めるとともに、周辺地域の自主防災組織と密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努めるものとする。また、市が実施する防災事業に積極的に協力するものとする。

なお、その具体的な活動内容については、おおむね次のとおり行うものとする。

(1) 防災訓練

(2) 従業員の防災教育

- (3) 情報の収集・伝達方法の確立
- (4) 火災その他の災害予防対策
- (5) 避難対策
- (6) 応急救護対策
- (7) 地域の防災活動への協力

7 各防災組織相互間の協調

【担当 危機管理室、消防本部】

自主防災組織、消防団、水防団、その他地域における多様な主体と公共機関が相互に連携し、地域防災力の充実強化に努める。

なお、地域の自主防災組織区域内に事業所の自衛消防組織等が存在する場合には、住民組織と事業所組織の連携を促進させるため、協議会を設置し、相互の活動の調整を図れるよう計画を定める。

第2 ICTを活用した情報収集・連絡及び応急体制の整備

【担当 危機管理室】

大規模災害時には、交通施設、通信施設の被災や電話のふくそう等により防災関係機関相互の情報連絡や被害状況その他に関する情報収集活動、市民に対する広報活動が困難になることが予測される。

これら電気、電話等が一時的に途絶しても、国、県、防災関係機関、災害時相互応援協定を締結している市町村との情報収集・連絡体制が確保されるよう情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等を中心に計画するものである。

また、ICT活用による気象情報等の収集を通して、速やかな避難情報の配信など、災害時における応急体制の整備に努めるものとする。

1 施設・設備の整備

(1) 現 況

- ① 災害時優先電話：本庁6本（本庁舎）、支所・出張所各1本、保健福祉センター1本
資料編 資料2-2のとおり
- ② 無線設備：資料編 資料2-3のとおり
- ③ 防災用IP無線：資料編 資料2-3-2のとおり
- ④ 災害対策オペレーションシステム：資料編 資料2-4のとおり
- ⑤ 県総合情報通信ネットワーク：資料編 資料2-5のとおり

(2) 事業計画

- ① 災害時優先電話指定の拡充
- ② 市総合防災情報システムの活用
- ③ 県総合情報通信ネットワーク及び県震度情報ネットワークの活用
- ④ 災害時相互応援協定を締結している市町村との連絡網の確立

2 体制の整備

- (1) 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員の指定と報告要領の整備
- (2) 夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備
- (3) 市の防災会議を構成する各防災関係機関の委員のもとへの連絡責任者等を設置と災害発生時の連絡体制の強化

- (4) アマチュア無線等の無線従事者の確保
- (5) 電力途絶時に備えた非常用電源の確保
(活用する非常用電源)
 - ・ 自家発電設備
 - ・ 電気自動車 (EV用パワーコンディショナ含む)
 - ・ ポータブル電源等
- (6) ICT を活用した気象情報等の収集
 - ・ 市内主要河川の水位予測等

第3 応援協力体制の整備

【担当 危機管理室】

市では、大規模災害時の広域的な応援体制を確保するため、消防相互応援協定、他市町村との災害時の相互応援協定、さらに、民間との応援協定の締結を行っているが、大規模災害を考慮し今後も遠隔地、関係団体との連携強化を図るものとする。現在の協定等の内容は「資料編 資料4-23 応援協定一覧」に記載のとおりである。

第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進

都市化の進展に伴い、都市地域においては諸機能の集中やライフラインへの依存度が高まっており、一ヶ所のライフラインの破損による連鎖的な被害や、被害が甚大化する傾向にある。本市を災害に強い都市にしていくためには、都市構造そのものの防災性を高め、都市の耐震・不燃化を進めていくことが基本である。

したがって、市街地の耐震性及び不燃空間の確保と住環境の改善を図るためには、地域特性に応じた、多様な手法により、着実に市街地整備を推進していく必要がある。

また、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、住民参加を図りながら、地域防災意識の向上・定着と防災まちづくり計画の共有化を進めるとともに、計画的な土地利用の規制、誘導を行い、建築物の耐震・不燃化を促進するなど、地震に強い都市をつくるための効果的な施策の展開を図っていくものである。

第1 延焼遮断帯の整備

【担当 都市政策部、建設部】

市内を、延焼拡大防止を重点として「防災区画」に区分するため、道路、鉄道、河川等を防災空間・防火帯として位置づけ、機能の強化と整備を進める。

また、整備にあたっては、単に防災上の観点からだけでなく、「豊かな自然と共生する美しいまち」を形成するため、「河川・鉄道等の線形的施設」と「公園、スポーツ・レクリエーション施設等の面的施設」とを結ぶネットワーク機能の強化に十分配慮しながら、総合的に進める。

1 幹線道路沿道等の耐震・不燃化

- (1) 都市計画道路の整備を推進する。
- (2) 沿道の耐震・不燃化対策を進める。

2 河川・鉄道沿線の不燃化

- (1) 市内河川及び鉄道区間沿線の不燃化を促進する。
- (2) 特に河川については、河川敷を活用した散策道整備を図り、公園・学校その他の公共施設との回遊性を確保し、延焼遮断機能の向上に努める。
- (3) 不燃化ネットワークの整備にあたっては、塀の生け垣化や宅地内緑化などの手法を活用し、地域の理解と協力を得ながら進める。

第2 市街地の整備

【担当 都市政策部】

老朽木造住宅密集市街地の解消を図るための市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地等の計画的確保、防災に配慮した土地利用の誘導等により、「安全で災害に強いまちづくり」を推進する。

1 市街地再開発事業等の推進

高度で複合的な都心機能の集積、耐火構造建築物等への誘導を図る観点からも市街地再開発事業等の推進を図る。

2 土地区画整理事業等の推進

防災上危険な市街地を解消し、良好な居住環境と適切な都市機能を有する市街地の形成を図るため、土地区画整理事業等の推進を図る。

3 その他

関係法令等の適正な運用により民間開発を積極的に誘導し、ミニ開発による無秩序無計画な住宅化の防止を含め、良好な市街地環境の形成を図る。

第3 オープンスペースの整備

【担当 都市政策部】

将来の市街地化によるオープンスペースの減少をふまえ、火災の延焼防止と避難者の安全確保を図るため、公園・緑地等の地区ごとの計画的な配置に努める。

1 公園・緑地の整備

事業計画

都市公園の現況は資料編 資料1-20のとおりである。公園整備計画により今後もその整備、拡大を進める。また、災害時の指定緊急避難場所等としての防災機能を有する公園について、整備を進める。

2 民間施設等

現在市街地に残されている緑地や市街地周辺の緑地に積極的位置付けを行い、その整備を図っていく。また、市街地における民間施設等のオープンスペースについても、その確保を図っていく。

第4 道路・橋梁・道の駅の整備

【担当 商工観光部、建設部、都市政策部】

国、県、市道のそれぞれの役割分担を明確にした道路網の整備と防災機能の確保を体系的に進めるとともに、公園、緑地、広域避難場所、一時避難場所、地区防災拠点となる小・中学校等の市施設、市役所・支所・防災関係機関、鉄道等駅、その他公共施設等とのネットワーク化を総合的かつ計画的に進め、道路網の整備を促進する。

この場合、実態調査により主要道路ルート図を作成し、災害発生時の使用に備える。なお、道路の整備や橋梁の架替にあたっては、防災の面から、健常者だけでなく心身障がい者・高齢者など、要配慮者の歩行・避難に配慮した道路環境の整備に努める。

1 幹線道路等の整備

国道13号福島西道路南伸等の整備を促進し、広域的な連絡と都心からの通過交通の排除に努める。

都市計画道路については、本市の放射状道路網に対応し、環状道路や主要幹線道路等の重点的な整備を進める。

また、交差点改良、道路改良及びアンダーパス部等の道路冠水防止のための排水施設整備など良好な道路の維持、交通安全の確保及び震災時の道路損壊を防止するための整備を進める。

2 生活道路の整備

生活道路の整備については、防災対策などに配慮しながら、狭隘道路の解消、歩道の整備等、歩行者が安全に通行できる空間づくりを目指した道路改良に努める。

3 道路環境の整備

災害時において道路空間は、緊急車両・緊急輸送車両の交通のみならず、避難路、消防・救急活動の場、延焼遮断帯など重要な防災施設として機能することから、良好な道路環境の維持に努める。

特に避難路となる道路については、避難の安全確保に配慮した道路の拡幅・改良、道路標識・交通安全施設の整備などを計画的に進めるとともに、要配慮者の避難の安全に配慮した道路環境の整備に努める。

また、避難の安全や消防・救急活動に支障のある区間については、調査を行うとともに駐車場・駐輪場の整備促進を図る。

4 橋梁の整備

橋梁の整備については、特に市街地は大河川に囲まれており緊急輸送路等の重要な道路網の安全性を確保するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の耐震化・延命化を計画的に進める。

5 道の駅の整備

防災機能を有する道の駅を防災拠点として位置づけ、物資等の備蓄に努めるものとする。

第5 建築物の耐震・不燃化

【担当 財務部、都市政策部】

都市計画法、建築基準法その他の法律に基づき、建築物の耐震・不燃化を進める。

特に、建築物の耐震化については、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定した建築物耐震改修促進計画により、「地震に強いまちづくり」に努める。

1 防火地域の指定等

決 定 告 示	防 火 地 域	準防火地域	合 計
昭和 59. 12. 21 市告示第 206 号	37. 60ha	507. 30ha	544. 90ha

2 民間建築物の耐震化

民間建築物については、所有者等に対して耐震工法及び耐震補強等の重要性について広報・啓発に努め、耐震診断・改修等の実施を誘導していく。

3 市施設の耐震・不燃化

市施設は、災害時における避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設である。

このような視点に立ち、耐震性にも優れた庁舎整備を進めていく。

また、市施設の耐震対策については耐震診断を行い、緊急度の高い施設から順次補強又は改修の措置を講ずる。

第6 ライフライン施設の耐震化

都市の基礎施設であり、生活に不可欠な電気、ガス、上下水道、電話などのライフライン施設については、個々の構造物の耐震不燃化対策だけではなく、ライフラインシステムとしての統一的、総合的な防災対策上、さらには災害時の応急復旧についても相互の関連性を重視する必要があるので、関係機関と協議し、整備を進めていく。

第3節 水害予防に関する計画

水害を予防するため、下記の事業及び施設の整備と維持管理を行うものとする。
また、水害に強いまちづくりを推進するため、各種ハザードマップの周知と活用を図る。

第1 治山治水と公共施設整備

1 治山事業

【担当 農政部】

荒廃地の復旧及び荒廃のおそれのある林地の予防

2 河川・排水路の整備と維持管理

【担当 建設部】

(1) 国・県への河川改修事業促進の要請

阿武隈川や荒川など国及び県が管理する一級河川での災害は市民生活に甚大な被害を与えることから、国及び県にその改修事業の促進と維持管理の強化を強く要請する。

(2) 市が実施する河川及び排水路改修

本市が管理する準用河川、普通河川、排水路については、出水時に氾濫溢水する危険性があるなど、整備の必要性の高いものから、順次、改修、整備事業を推進する。

また、その雨水流下能力を保全するため、定期的な巡視を行うと共に、除草、浚渫等の機能管理に努める。

(3) 排水施設や樋門等の維持管理

内水被害を未然に防止するため設置した排水機場や可搬式排水ポンプの適正な維持管理を行い洪水時に備える。また、増水時に支川に向けて逆流することを防ぐための樋門、樋管等の日常的な管理運営のほか、設備の維持補修を行う。

3 その他

(1) 橋梁の長寿命化修繕計画の推進

(2) 下水道事業の推進

公共下水道及び都市下水路の整備

(3) 開発行為に伴う水害防止対策の指導

(4) 老朽ため池の維持補修

(5) 田んぼダムの推進

(6) 福島市総合治水計画の推進

第2 各種ハザードマップの活用

1 概要

【担当 農政部、建設部、都市政策部、危機管理室】

各種ハザードマップは、洪水、氾濫及び内水浸水や防災重点ため池の決壊等による浸水箇所や被害発生時の対処等についての情報を提供するため配付したものである。

洪水ハザードマップは、想定しうる最大規模の降雨により、阿武隈川、荒川、松川などの主要河川が大雨により氾濫した場合の浸水想定区域を表示し、円滑かつ迅速な避難確保を目的として作成した。また、指定避難所、家屋倒壊等氾濫想定区域、特に早期水平避難が必要な区域なども併せて表示している。

内水ハザードマップは、局所的で短時間の強雨などにより、身近なところで発生する内水による浸水被害

を浸水想定区域で示し、危険個所や避難方法などの情報提供や浸水被害への適切な対応促進を目的として作成したものである。

また、内水ハザードマップには、内水浸水シミュレーションを実施した内水浸水想定区域や、過去に内水により20cm以上浸水した箇所などを掲載した。

ため池ハザードマップは、地震による損傷や貯水能力を上回る雨水の流入などにより、ため池の堤体が決壊した場合の浸水の範囲や深さを解析したもので、堤体決壊の予兆（亀裂・漏水）が発生し、避難指示が発令された際などに迅速な避難行動がとれるよう作成したものである。

なお、各種ハザードマップの記載情報については、それぞれの事象と被害の違い、浸水箇所の範囲と深さの色別等による見方、更には、正しい避難方法の情報などについて、市民への周知を図っていく。

2 市・防災関係機関の対応

市及び防災関係機関は、各種ハザードマップの情報を基に、以下の対策を講ずるものとする。

(1) 情報伝達体制の整備

洪水は事前に的確な情報を伝達することにより、被害を軽減させることが可能である。このため、市及び防災関係機関は、気象情報・避難情報の伝達体制を整備し、定期的な訓練により災害に備えることとする。

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

市は、該当地域での防災対応力を向上させるため、本計画を基に、指定緊急避難場所、指定避難所（総則・第2章第8節安全避難の環境整備）の強化整備を図り、洪水発生時の対応に万全を期するものとする。

(3) 災害対策現地本部（支所等）

該当地域の支所等では、本計画及び各種ハザードマップを基に、警報発表時など洪水等が予想される際の防災行動マニュアルを整備し、住民の自主防災組織等と連携して住民への情報の伝達、避難誘導、指定避難所管理等に備えるものとする。

3 住民と自主防災組織の対応

該当地域の自主防災組織は、市と連携して情報伝達体制や避難行動要支援者の確認など、地域の情報を把握するとともに、各種ハザードマップに基づき、避難及び情報伝達体制等の防災訓練を実施して、災害対応力の向上に努めるものとする。

4 浸水想定区域における避難の確保

市は、指定・公表された浸水想定区域等に基づき作成した、各種ハザードマップなどにより、洪水予報等の伝達方法及び指定緊急避難場所、指定避難所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保について必要な事項を定めるものとする。

なお、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する浸水想定区域内の施設（要配慮者利用施設）について、避難確保計画の作成やそれに基づく訓練の実施を支援する。

5 立地適正化計画を踏まえた災害対策

居住推奨区域において、計画規模(L1)で0.5m以上の浸水が想定される区域を「要水平避難エリア」として設定し、分かりやすい避難情報を発信することで住民が確実に避難できるよう努めるものとする。

第4節 風害予防に関する計画

季節風や台風の強風による家屋、農業施設の被害を防ぐため、風害予防対策を講じる。

1 風害防止対策

【担当 各 部】

(1) 防風林の植樹

都市の緑化とも併せ、防風林の植樹について積極的に啓発し、促進する。

(2) 家屋等建築の際の指導

特に季節風の常風地域に家屋等を建築する者に対し、防風について配慮するよう指導する。

(3) 構築物等の危険防止の指導

アーケード、看板、広告物、その他の構築物の設置する者に対し、危険防止策を講ずるよう指導する。

(4) 農作物の指導

ビニールハウス等の農業施設及び果樹園等について防風対策を促進するよう指導する。

第5節 雪害予防に関する計画

降雪積雪期における市民の安全安心な暮らしや円滑な産業経済活動を確保するために、雪害の発生を未然に防止し、また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、関係機関が連携し交通、通信、電力等のライフライン関連施設を確保するなどの雪害予防対策の整備を図る。

1 交通輸送の確保

【担当 各 部】

降雪積雪期の交通輸送を確保するため、他の道路管理者と連携し、道路除雪計画に基づく主要道路の迅速かつ的確な除排雪を行うとともに、なだれ等による交通災害を防止するため、なだれ防止柵等の雪害防止施設の整備を図る。

また、凍結等による道路交通への支障が出ないように凍結抑制剤の散布を行い、凍結等による路面状況や道路管理者の行う交通規制等について情報提供するなどの対策を講じる。

ただし、短期間の集中的な大雪時は「人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を回避すること」を原則として、計画的な通行規制、集中除雪の実施等の迅速な対応に取り組むものとする。

2 建築物の雪害防止対策

建築物の倒壊を防止するため、早期雪おろしの励行を呼びかける。

3 防火対策

道路の除雪は消火活動に大きな影響を及ぼすので、火災発生の際の消火活動に支障のないよう配慮するとともに、火災予防について広報を行う。

4 農業関係対策

ビニールハウス及び樹木等の雪害防止を図る。

5 電力・ガス・鉄道・電話関係対策

(1) 電力施設

東北電力ネットワーク(株)福島電力センターと緊密な連絡をとり電力施設を防護し電力供給の確保に努め緊急事態に迅速に対処するものとする。

(2) ガス施設

市内における都市ガス製造供給会社と緊密な連絡をとり、またLPGガス製造所(充てん所)販売所にあっては、施設等の現状を把握しておき、ガス事故防止とガス施設を防護し、ガス供給の確保に努め緊急事態に対処するものとする。

(3) 鉄道施設

東日本旅客鉄道(株)東北本部福島支店、福島交通(株)及び阿武隈急行(株)と緊密な連絡をとり、鉄道施設を防護し、鉄道輸送の確保につとめ、緊急事態に迅速に対処するものとする。

(4) 電話施設

東日本電信電話(株)福島支店と緊密な連絡をとり、電話施設を防護し、災害時の通信手段の確保と被災地の雪害情報収集が円滑に行われるよう努めるものとする。

6 なだれ危険箇所

当市のなだれ危険箇所については、資料編 資料1－14のとおりである。

7 地域との共創による除雪対応

交通阻害の除去及び歩道などの安全な通行を確保するため、除雪対応マニュアルに基づき行政と地域（市民・事業者等）が連携した共創による除雪体制の構築を図る。

(1) 市の対応

- ① 除雪に関する情報伝達、注意喚起、除雪協力依頼
- ② 道路除雪計画に基づく主要道路の除雪
- ③ 所管施設敷地及び周辺歩道の除雪
- ④ 町内会等に対する小型除雪機械の貸出しや購入補助、除雪用具の貸出し、融雪剤の配布による支援
- ⑤ アダプト制度による除雪活動支援

(2) 地域（市民・事業者等）の対応

- ① 自宅や事業所の敷地、周辺歩道等の除雪
- ② 生活道路や歩道、通学路、消火栓付近、ゴミステーション等の除雪
- ③ 要配慮者に対する除雪支援

第6節 農業災害対策計画

【担当 農 政 部】

福島市農業災害対策基本要綱に基づき、農業災害の未然防止、被害の軽減、拡大防止等に努めるとともに、農作物等の再生産の確保を図り、農家経営の安定を期するものとする。

第1 農業災害対策の基本

次の福島市農業災害対策基本要綱による。

福島市農業災害対策基本要綱

(目的)

第1 この要綱は、農作物、家畜、蚕児、農業用生産施設その他市長が必要と認めるもの（以下「農作物等」という。）について、農業災害の未然防止、被害の軽減、拡大防止等に努めるとともに、農作物等の再生産の確保を図り、農家経営の安定を期することを目的とする。

(対策の範囲)

第2 この要綱による対策は、次に掲げる災害に対して緊急対策を必要とするものについて行うものとする。

- (1) 風害、水害、冷害、湿害、ひょう害、干害、凍霜害、雪害、その他異常な自然現象によって生じる被害。
- (2) 前号に規定する気象災害により派生、誘発され、農作物等に激甚な被害をもたらすおそれがある病害虫による災害。

(被害の把握)

第3 市は、災害が発生したときは、被害を迅速かつ的確に把握するものとする。

(対策措置)

第4 市は、第1に規定する目的を達成するため、次の対策を講ずるものとする。

(1) 農業気象対策

- ア 霜注意報及び各種気象情報の通報及び伝達
- イ 災害発生時における気象情報の収集及び通報

(2) 農業技術対策

- ア 農作物等に係る災害の未然防止に関する技術指導
- イ 農作物等に係る災害の軽減及び拡大防止に関する技術対策

(3) 助成措置

次に掲げる事業について、別に定める「福島市農業災害対策補助金交付要綱」に基づく助成を行う。

- ア 農作物等生産確保対策事業
- イ 農業施設復旧対策事業
- ウ その他市長が必要と認めた事業

(4) 金融措置

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）

に基づく経営資金等及びその他の制度資金の円滑な融通を図るための対策、並びに特に被害農家の農業経営上緊急に資金が必要とされる場合に、これらの制度金融の措置がとられるまでの間において、つなぎ資金の融通を円滑にするための措置等を行う。

(5) その他必要な対策

(対策本部の措置)

第5 市は、災害の種類、規模、範囲等により必要と認めたときは、市役所内に市農業災害対策本部を設置するものとする。

2 市は、気象の推移等により農作物等の災害の未然防止のため必要と認めたときは、農業災害対策本部に準じる体制を設置することができる。

3 市は、凍霜害の未然防止を図るため、防霜対策本部を毎年度設置するものとする。

4 前3項に規定する組織及びその運営等については、その都度別に定めるものとする。

附 則 この要綱は平成6年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は平成12年4月1日から施行する。

第2 凍霜害予防に関する計画

1 防霜対策本部の設置

農作物の凍霜害を未然に防止するため、市及び農業関係機関等からなる防霜対策本部を、下記の福島市防霜対策実施要領に基づき設置する。

福島市防霜対策実施要領

1 目的及び体制

農作物の凍霜害を未然に防止し、農家経済の安定を期するため関係機関及び団体と緊密な連絡調整を図り、統一的な対策を講じるため防霜対策本部を設置する。

(1) 本部長を市長、副本部長を農政部長、農政部次長とする。

本部事務局を農業企画課に置き、事務局長を農業企画課長、事務局次長を農業振興課長、事務局員を農業企画課・農業振興課職員とする。

(2) 本部は常に県北地方防霜対策本部と連絡し、情報を地区本部へ迅速に速報する。

2 組織

凍霜害対策情報を速やかに農家に伝達するため地区本部を設置する。

(1) 地区本部は、各農業協同組合の協力を得て組織する。

(2) 地区本部は、担当地区内の気象観測の実施、注意報、情報の連絡、凍霜害防止対策にあたり常時本部と連絡を密にし、防霜対策に万全を期する。

◎ 地区本部

1 ふくしま未来農業協同組合

2 笹谷南部果樹農業協同組合

3 注意報、情報の伝達

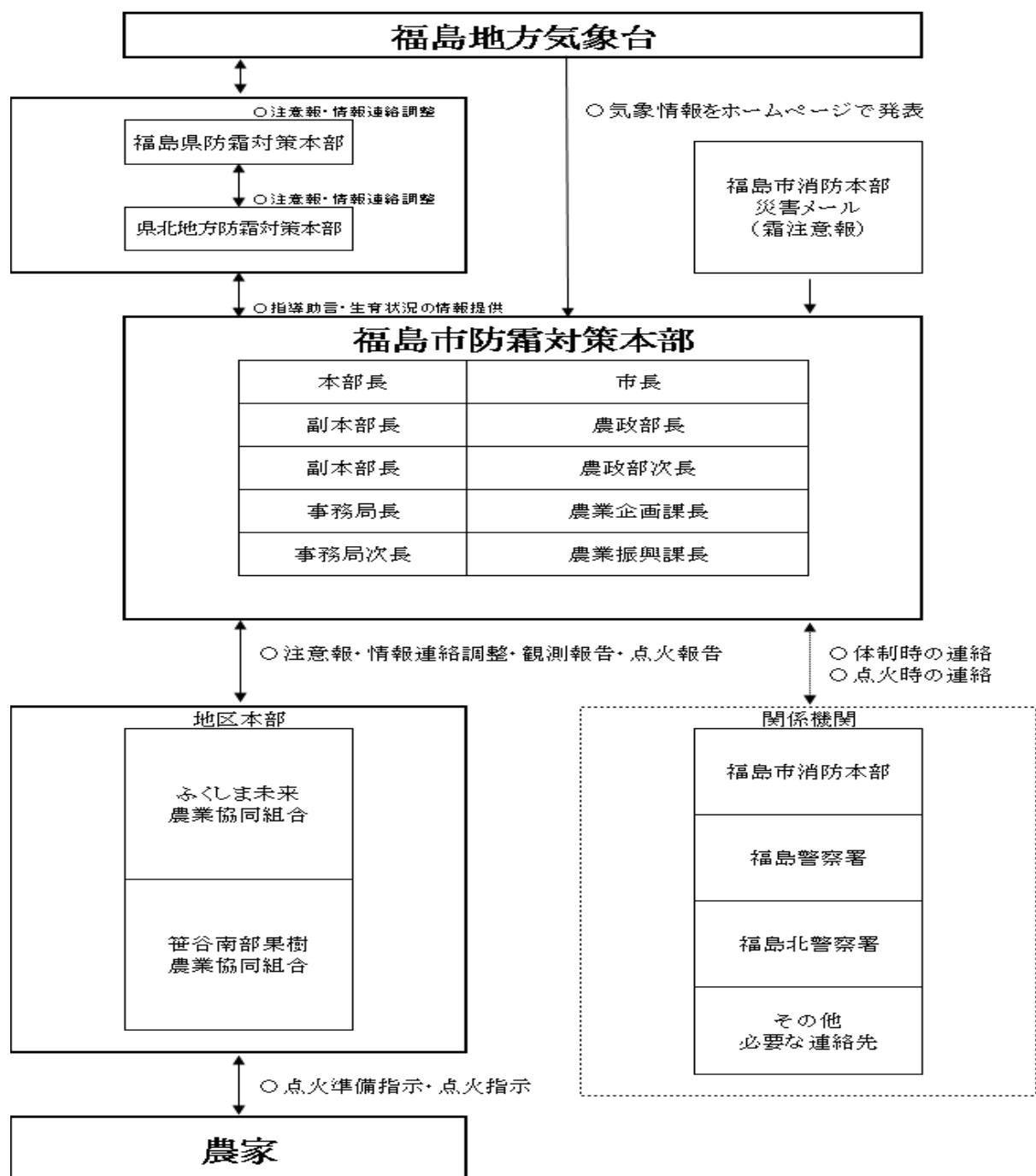
(1) 注意報、情報の発令があったときは、直ちに本部より電話をもって各地区本部へ伝達する。

(2) 凍霜害の危険がある時、地区本部は市本部に連絡するとともに、農家個々への適切な指導・広報を行う。

4 防霜対策本部

防霜対策本部の設置は、凍霜害のおそれが生じるときから5月31日までとする。

福島市防霜体制系統図



2 凍霜害技術対策

農業関係指導機関による作目別防霜対策の徹底を期する。

- (1) 被覆法
- (2) たん水法
- (3) 燃烧による加温法
- (4) 散水法

第7節 土砂災害の予防に関する計画

【担当 建設部、都市政策部、農政部、危機管理室】

住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するため、土砂災害対策を推進するとともに警戒避難体制を整備し、台風、集中豪雨等による土砂災害被害の防止を図る。

1 土砂災害警戒区域等の周知及び監視体制の強化

台風、集中豪雨時などにおいて適切な対応を図り、被害を軽減するため、県と連携を図り、危険箇所への注意標識設置等により住民への周知徹底を図るとともに、警戒・避難に資する観測・監視体制の強化に努める。
また、日頃から危険箇所の点検を行うなど安全確保を図る。

2 土砂災害のおそれのある箇所等の予防対策

本市における該当箇所は次のとおり指定されており、県と協議し、危険度の高いものから早期に解消するための整備事業を促進する。

- (1) 土砂災害警戒区域等（地すべり）（資料編 資料1-10）
- (2) 土砂災害警戒区域等（土石流）（資料編 資料1-11）
- (3) 山地災害危険地区（資料編 資料1-12）
- (4) 土砂災害警戒区域等（急傾斜地崩壊）（資料編 資料1-13）

3 土砂災害防止法の概要

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命及び身体を守るために、土砂災害のおそれがある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するため、平成13年4月8日に施行された。

- (1) 土砂災害警戒区域（資料編 資料1-22）

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が迅速に行えるように警戒避難体制の整備を図る区域

- (2) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域において、さらに、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う区域

4 新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所

近年頻発する土砂災害において、土砂災害警戒区域等が指定されていない箇所が発生する土砂災害の頻度が高くなっていることから、国の土砂災害防止対策基本指針に基づき、高精度の地形情報等を用いた「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」を県が抽出・公表した。

なお、公表箇所は基礎調査（現地調査）の前段階であり、全てが危険を伴う地域であるとは限らないため、直ちに建物の建築等に規制が発生するものではない。今後、県が基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等に指定する箇所を特定していくこととなる。当市の公表箇所については、資料編 資料1-23のとおりである。

5 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。また、避難情報が発令されない場合であっても必要に応じて自主避難が行えるよう、土砂災害に関する知識の普及に努める。

(1) 土砂災害ハザードマップの活用

土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。

(2) 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。

(3) 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成や、それに基づく訓練の実施を支援する。

(4) 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す避難情報の判断・伝達マニュアルを整備する。

6 危険な盛土等への対応

点検等により危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法等の各法令に基づき、監督処分や撤去命令等の行政処分等を速やかに行うものとする。

第8節 安全避難の環境整備

避難場所の指定・整備にあたっては、避難のための施設の果たすべき役割・機能に関し、それぞれ要請される局面に即して、「広域避難場所」、「指定緊急避難場所」、「指定避難所」、の3種類の施設を整備するとともに、それぞれについて指定の目安を示し、整備目標の具体化を図るものである。

また、市、関係機関及び地域における市民・事業所等の果たすべき役割分担を示し、緊急時の安全な避難活動を行えるよう避難誘導體制を整備する。

第1 避難計画の策定

【担当 危機管理室】

災害時に適切な避難誘導ができるよう、下記事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難の長期化や市町村間を越えた広域避難についても考慮するものとする。

- 1 避難の準備情報提供、避難情報を発令する基準
- 2 避難情報の伝達方法
- 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- 4 指定緊急避難場所及び指定避難所への避難経路及び誘導方法
- 5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (1) 給食給水
 - (2) 毛布等の配布
 - (3) 必需物資の支給
 - (4) 負傷者に対する応急救護
 - (5) ペット同伴避難所におけるケージ等の支援
- 6 指定避難所の管理に関する事項
 - (1) 指定避難所の管理者及び運営方法
 - (2) 避難受入中の秩序保持
 - (3) 避難者へ災害情報の伝達
 - (4) 避難者への応急対策等実施状況の説明
 - (5) 各種相談業務
- 7 指定避難所の整備に関する事項
 - (1) 受入施設
 - (2) 給食給水施設
 - (3) 情報伝達施設
 - (4) トイレ施設
 - (5) ペット等の保管施設
- 8 要配慮者の救援措置に関する事項
 - (1) 情報の伝達方法
 - (2) 避難及び避難誘導
 - (3) 指定避難所における配慮等
 - (4) 福祉避難所の設置

9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

- (1) 広報紙等の発行、掲示板への記載
- (2) 避難所標識・避難誘導標識等の設置
- (3) 市民に対する巡回指導
- (4) 防災訓練の実施等

10 指定避難所運営マニュアル等の整備に関する事項

- (1) マニュアルの作成
- (2) 運営用品一式の設置

第2 指定緊急避難場所の指定等

【担当 危機管理室】

防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

なお、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るとともに、県知事へ通知し、公示する。

- (1) 災害が発生しまたは発生する恐れがある場合において、居住者等に解放され、救助者等の受入れに供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (2) 洪水、崖崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること。但し次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。
 - ① 当該異常な現象により生ずる水圧、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
 - ② 洪水、浸水等が発生し、又は発生する恐れがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に 供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。
- (3) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ① 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。
 - ② 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。
 - ③ 誘導標識を設置する場合、JIS規格に基づく災害種別一般図記号等を使用し、どの災害の種別に対応した避難所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

第3 指定避難所の指定等

【担当 危機管理室】

想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設などを指定福祉避難所として指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

なお、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得るとともに、県知事へ通知し、公示する。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特別な配慮を要する者（妊娠、DV被害、性的マイノリティ等）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ① 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。なお、感染症等の対策を取り入れた避難所運営においては、必要面積はおおむね4平方メートル以上とする。
 - ② 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を受入できるよう配置する。
 - ③ 指定避難所は、崖くずれや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。
 - ④ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

【担当 危機管理室】

1 避難地区分けの実施

- (1) 避難地区分けの境界線は、地域の実情に応じて定めるものとするが、できるだけ主要道路、鉄道、河川などを横断して避難することを避けるものとする。
- (2) 避難地区分けに当たっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。
- (3) 避難人口は、夜間人口によるが、勤労者や観光客等により昼間人口の増加が見込まれる地区は、指定緊急避難場所の受入能力に余裕を持たせるものとする。

2 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所と指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会（公立学校の場合）及び学校と使用施設の優先順位、指定避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

3 県有施設の利用

地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、事前に当該施設の財産管理者の承諾を得るとともに、指定避難所の運営についてあらかじめ協議する。

4 その他の施設の利用

指定した指定避難所で不足する場合、または避難が長期化する場合には、感染症を予防するため、旅館・

ホテル事業者等とも協定を締結し、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設するなどの対策を講じる。

第5 避難路の選定

【担当 危機管理室、消防本部】

避難路の選定基準等は、概ね次のとおりとする。

- (1) 避難路は、夜間も含めた安全な避難と緊急対応活動スペースを確保するため、おおむね8メートル以上の幅員とすること、発生する災害の種類、場所、規模等に応じたすべての避難路をあらかじめ選定することが望ましいが、地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。

第6 指定緊急避難場所等の住民等に対する周知

【担当 危機管理室】

住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップ等の印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により住民等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。

- (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図画
- (2) 災害に関する情報伝達方法
- (3) ピクトグラム（絵文字、絵単語）や多言語表示による掲示板の設置や周知
- (4) 指定緊急避難場所等に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項

第7 学校、病院等施設における避難計画

【担当 危機管理室、健康福祉部、こども未来部、教育委員会】

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、避難に関する計画を作成し、避難対策に万全を図る。

1 学校・園（以下「学校等」という。）における避難計画

学校等においては、園児（保育所入所児を含む）、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）を安全に避難させるため、地域の特性を考慮し、学校等の実態に即した適切な避難計画を作成する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 指定緊急避難場所、避難経路、避難時期、指示伝達方法
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 児童生徒等の保護者等への引渡方法
- (8) 通学時に災害が発生した場合の避難方法
- (9) 教育、保健衛生、給食の実施方法等

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、施設利用者を安全に避難させるため、地域の特性を考慮し、対象者の活動能

力等に十分配慮して避難計画を作成する。避難計画作成の際には次の点に留意する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 指定緊急避難場所、避難経路、避難時期、指示伝達方法
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 家族等への連絡方法等
- (8) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保
- (9) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。

3 病院における避難計画

病院においては、患者の身体及び安全の確保のため、他の医療機関又は安全な場所への集団的な避難を想定して、避難計画を作成する。

避難計画作成の際には次の点に留意する。

- (1) 被災時における施設内の保健衛生の確保
- (2) 入院患者の移送先施設の確保
- (3) 転送を必要とする患者の臨時受入場所
- (4) 搬送のための連絡方法と手段
- (5) 症状に応じた移送方法
- (6) 搬送車両の確保
- (7) 施設周辺の安全な指定緊急避難場所、指定避難所の周知

4 公の施設における避難計画

市民が利用する施設においては、利用者の安全確保のため、避難計画を作成する。避難計画の作成の際には次の点に留意する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難誘導責任者及び補助者
- (3) 指定緊急避難場所、避難経路、避難時期
- (4) 避難誘導及び指示の伝達方法

5 その他防災上重要な施設における避難計画

高層ビルや駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、地域特性や人間の行動・心理などを考慮し、避難計画を作成する。避難計画作成の際には次の点に留意する。

- (1) 指定緊急避難場所、避難経路、避難時期
- (2) 避難誘導及び指示の伝達方法

第8 地域の集会所等における避難

【担当 危機管理室、各支所】

地域の町内会等が所有、管理する集会所等については、町内会等が自主運営により一時避難場所として活用することについて、町内会及び自主防災組織において検討し、開設する際には災害対策現地本部(各支所)との連携を図るものとする。

第9節 緊急輸送の環境整備

大規模災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点が密接に結びついている有機的連携を考慮し、陸上輸送及び航空輸送に分けて、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、道路管理者は緊急輸送路の整備を計画的に実施する。

第1 陸上輸送の環境整備

1 緊急輸送路の指定

【担当 建設部、危機管理室】

(1) 緊急輸送のネットワーク化を図るため、下記施設と接続する緊急輸送路を指定する。

- ① 市本庁舎（災害対策本部）、支所（災害対策現地本部）、消防本部（署）、警察署、受入医療機関等の主要公共施設
- ② 広域避難場所
- ③ 公設地方卸売市場、輸送拠点、臨時ヘリポート、ふくしまスカイパーク

(2) 確保すべき路線の順位は次のとおりである。なお、緊急輸送路は表1のとおり。

- ① 第1次確保路線
広域的な輸送に不可欠な高速道路、国道などの主要幹線道路で最優先に確保すべき路線
- ② 第2次確保路線
市災害対策本部などの主要拠点と接続する幹線道路で優先的に確保すべき路線
- ③ 第3次確保路線
第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

【表1】緊急輸送路線

路線順位	種 別	路 線 名
第1次 確保路線	国 道	①4号（栃木県境～宮城県境） ②13号（国道4号～山形県境） ③115号（国道6号～国道4号） ④13号福島西道路（13号～県道南福島停車場線）
	高速自動車道	①東北自動車道（栃木県境～宮城県境） ②東北中央自動車道（相馬IC～桑折JCT、福島JCT～山形県境）
	一 般 県 道	①水原福島線（国道13号～福島県庁）
第2次 確保路線	国 道	①114号（全線） ②115号（国道4号～国道49号） ③399号（国道349号～県道福島飯坂線）
	主 要 地 方 道	①福島保原線（国道115号～国道349号） ②福島飯坂線（全線） ③福島吾妻裏磐梯線（国道13号～上名倉飯坂伊達線） ④飯野三春石川線（国道114号～川俣安達線） ⑤霊山松川線（飯野三春石川線～大沢広表線） ⑥川俣安達線（飯野三春石川線～国道114号） ⑦上名倉飯坂伊達線（国道13号～国道115号）

路線順位	種 別	路 線 名
第2次 確保路線	一 般 県 道	①飯坂保原線（国道13号～福島保原線） ②水原福島線（福島県庁～国道115号、南福島停車場線～済生会福島総合病院） ③南福島停車場線（国道115号～市道南向台黒岩線） ④大沢広表線（霊山松川線～市道金沢立子山線） ⑤折戸笹谷線（福島飯坂線～福島第一病院）
	市 道	①南町稲場線（南向台黒岩線～東北地方整備局福島河川国道事務所） ②北八幡金山線（国道4号～県立医大～南町浅川線） ③松山町北中川原線（国道4号～信夫ヶ丘競技場～国道115号） ④曾根田三本木線（国道4号～福島市役所） ⑤太平寺山口線（国道13号～福島テレビ） ⑥金沢立子山線（国道4号～大沢広表線） ⑦松浪町春日町2号線（国道4号～福島競馬場） ⑧南向台黒岩線（南町稲場線～南町浅川線） ⑨中町中西田線（並柳2号線～済生会福島総合病院） ⑩並柳2号線（県道水原福島線～中町中西田線）
第3次 確保路線	市 道	①矢剣町鳥谷下町線（福島ガスを結ぶ） ②古館中赤館線（若葉町館ノ山線～パルセいいざか） ③笹谷中野線（主要地方道上名倉飯坂伊達線～十六沼運動公園） ④鎌田笹谷線（国道13号～公設地方卸売市場～主要地方道福島保原線） ⑤南町浅川線（国道4号～金沢・立子山線） ⑥杉妻町御山線（国道13号～太平寺・山口線） ⑦太平寺山口線（杉妻町御山線～国道4号） ⑧南町佐倉下線（国道13号福島西道路～東北運輸局） ⑨玉ノ木上町裏線（国道115号～陸上自衛隊福島駐屯地） ⑩荒井あづま公園線（国道115号～あづま総合運動公園） ⑪南向台黒岩線（国土交通省福島国道維持出張所を結ぶ） ⑫若葉町館ノ山線（国道399号～古館中赤館線）

2 集積場所・輸送拠点

災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効率的に行うため、集積場所及び輸送拠点を指定する。また、大規模災害発生の際には、物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう準備に努めるものとする。

3 民間との協力体制の整備

【担当 危機管理室、商工観光部、都市政策部】

災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定により協力体制の整備を図る。

第2 航空輸送の環境整備

1 臨時ヘリポートの指定拡大と整備

現在、臨時ヘリポートは8か所であるが、対策本部、指定避難所、地区防災拠点、輸送拠点等を十分勘案しながら、自衛隊等関係機関と協議し、指定の拡大を図っていく。

（資料編 資料2-9、2-9-2参照）

第10節 救援・救護体制の整備

大規模災害時には、市民の生命及び生活を維持するための救援活動を展開して、市民の不安を解消し社会秩序の一時も早い回復を図ることが重要となる。

迅速かつ的確な救援・救護活動を実施するためにあらかじめ最小限確保しておくべき体制として、給水、傷病者に対する救急・救助、応急医療、し尿処理等について整備する。

第1 給水体制の整備

【担当 上下水道局（上水道事業）】

生命維持の観点から最低限必要な飲料水を最も優先して確保する。あわせて、必要最小限の生活用水の確保と給水体制等について、万全を期すものとする。

市では、以下の水量を確保する。

(単位：ℓ)

発災後時期	一人当必要水量／日		
	飲 料 水	生活用水	計 (A)
1 ～ 3 日 目	3	－	3
4 ～ 10 日 目	3	17	20

1 非常用水の確保

非常用水については、市内を5つのブロックに分け、それぞれ下記給水拠点から、給水車両により、対象地域に搬送する計画である。

給水拠点	対 象 区 域	対象人口	応急給水量
館ノ山配水池	小川左岸より北部の地域	約 11,400 人	40 m ³ ／日
北部配水池	小川右岸と松川左岸の間でかつ阿武隈川左岸の地域	約 68,300 人	210 m ³ ／日
中央部受水池 山神配水池	松川右岸と須川左岸、荒川左岸の間でかつ阿武隈川左岸の地域	約 86,800 人	270 m ³ ／日
弁天山配水池 大平山配水池 飯野受水池 飯野第3配水池	阿武隈川右岸の地域	約 32,600 人	100 m ³ ／日
南部受水池 上名倉配水池 金剛山配水池 清水町配水池 鳥川配水池	須川右岸、荒川右岸から阿武隈川左岸の間の地域	約 81,600 人	250 m ³ ／日

2 緊急時協力体制の整備

日本水道協会を通じて他の水道事業体に応援要請する。

また、管工事協同組合等との協力に基づき、迅速かつ的確な災害時給水活動を行う。

第2 救急・救助体制の整備

【担当 健康福祉部、消防本部】

市は、医師会、日本赤十字社福島県支部等関係機関と協力して、広域的又は局地的に多発することが予想さ

れる救急・救助要請に的確に対処するため、必要な救急・救助体制の整備・充実を図る。

また、応急手当普及講習会を開催するなど、市民の自主救護能力の向上に努めるとともに、トリアージ（災害時の治療の優先順位による傷病者の振り分け）の意義について市民に対し普及啓発を行い、理解協力が得られるように広報活動に努める。

1 救急・救助体制の整備

救急救命士の増員、高規格救急自動車の配備、救急・救助資機材の備蓄等救急・救助体制の整備充実を図る。

2 市民の自主救護能力の向上等の推進

市民の自主救護能力の向上及び災害時救急医療活動の的確な実施のための事前準備として、応急救護知識、技術の普及活動、災害時救急医療活動方針に関するPR活動を推進する。

3 「ドクターヘリ」との連携

ドクターヘリは、救命救急センターがある福島県立医科大学附属病院に常駐し、消防機関の出動要請に基づき、救急現場等に駆けつけることで、初期治療開始までの時間及び高度な医療機関までの搬送時間を短縮し、救命率の向上や後遺症の軽減が図られるよう、連携を図る。

第3 医療（助産）・救護体制の整備

【担当 健康福祉部】

1 医療（助産）・救護体制の確立

医療機関、医師会、歯科医師会等の関係機関と災害医療ネットワークの確立を図る。

ア 災害時の保健・衛生・医療の調整機関として保健所の機能を強化する。

イ 初期応急医療のための医療救護班について、医師会、日本赤十字社福島県支部と協議し編成並びに通信連絡体制を確立する。

ウ 災害医療チーム等（災害派遣医療チーム（DMAT）・日本医師会災害医療チーム（JMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等）の受援連絡・調整について情報収集し、災害時のマネジメント体制を図る。

エ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の機能について研修し、災害時に運用できるよう訓練する。

オ 区域を設定し、区域ごとの後方医療機関を決めておく。

カ 支所等を単位とした市内の受け入れ医療機関のネットワーク化を進め、後方医療体制を整備する。

2 医療器具及び医薬品の確保

(1) 災害対策医薬品（救急箱）の配備

指定避難所等の救護所設置予定施設に、災害対策医薬品（救急箱）等の配備を検討する。

(2) 医師会等との連携強化

指定避難所もしくは救護所設置予定施設への災害対策医薬品（救急箱）等の配備にあたっては、内容品等について、医師会等の協力を得て、医療分野の進歩等に適応していくよう努める。

また、歯科医師会、薬剤師会、助産師会等に対し、それぞれの専門的見地からの協力を依頼する。

(3) 県への災害時医薬品等の提供要請

県が行う、福島県災害時医薬品等備蓄供給体制における災害時医薬品等の供給を必要とする場合は、本市を所管する県薬務課へ供給要請を行うものとする。

(4) 電力を必要とする医療機器を使用している在宅患者の家族等への周知啓発

電力を必要とする人工呼吸器、吸引機等の医療機器を使用している在宅患者の家族等に対して災害時に停電が発生した際の電力の確保方法を周知啓発しておく。

3 災害時の医療救護計画の作成

市医師会等との協定に基づき、「医療救護計画」を策定し、医療救護体制の整備を図る。

第4 し尿処理体制の整備

【担当 環境部】

1 現 況

本市のし尿処理等については、地区別に下表により処理している。

	業 者 数	運搬車両台 数	車両容量計 (m^3)	衛生処理場等	処理能力 (m^3 /日)
中 央 地 区	10	22	70.9	市 衛 生 処 理 場	200
飯 坂 地 区	4	24	79.7	伊達地方衛生処理組合	85
松川・飯野地区	5	14	46.3	川俣方部衛生処理組合	60
合 計	19	60	196.9		345

(平成30年3月31日現在)

○平成29年度の処理量

(単位： m^3)

	し 尿	浄化槽汚泥	合 計
中 央 地 区	7,661	35,362	43,023
飯 坂 地 区	2,022	3,743	5,765
松川・飯野地区	2,562	9,567	12,129
合 計	12,245	48,672	60,917

2 大規模災害時の処理量

大規模災害発生後に処理すべきし尿の量は、全壊、全焼、床上・床下浸水等のくみ取り式便槽及び浄化槽のし尿分と、機能が停止した下水道処理区域内の世帯から排出されるし尿の量となる。

1人1日当たりの処理量は約1 m^3 と推定され、これに対応して処理の方法を考える必要がある。

3 災害用簡易トイレの備蓄

発災時に指定緊急避難場所及び下水道施設が使用できなくなった住宅地域等に配備、共同仮設便所として利用されるよう、災害用簡易トイレについてレンタル業者と、災害時の際の事前協議を進めるとともに、年次計画により災害対策現地本部（支所）等に備蓄を実施する。

4 搬送・管理体制の確立

指定緊急避難場所等のし尿は、優先的かつ早急に収集処理されるよう、必要な計画を検討する。
同時に、近隣市町村の業者との支援体制の計画についても検討を進める。

5 処理方法の検討

収集搬送したし尿の処理について、近隣市町村処理場への協力依頼の計画等、適切な処理計画の検討を進める。

第11節 毒物・劇物施設予防対策

【担当 健康福祉部】

毒物・劇物取扱事業者は、災害発生に伴う毒物・劇物の販売、貯蔵等の取扱施設から飛散、漏れ、しみ出しもしくは流れ出し、または、地下にしみ込むことによる二次災害に備え、毒物・劇物危害防止規定に基づく組織体制及び緊急連絡情報並びに初動措置として実施すべき事項について整備する。

保健総務課は毒物・劇物取扱事業者及び関係団体への自主保安体制の促進を図るため次の措置を講じる。

- (1) 法に基づく貯蔵、取扱、運送現場に対する立入検査を強化するとともに、法や基準の遵法及び定期自主検査の徹底を指導する。
- (2) 予防教育の徹底を図るため、毒物・劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等に対し、災害時危害防止対策、災害時の対処の検討、定期自主点検の実施を指導する。

第12節 備蓄体制の整備及び廃棄物処理計画の策定

災害応急対策においては、避難した市民のための非常用食料や指定避難所等で一時的に生活するための生活必需品、燃料類の確保とともに、応急活動用資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定を図る。

また、市内業者からの調達により確保できる体制を整備する。

第1 備蓄品の整備

【担当 危機管理室、建設部】

備蓄計画を定め、非常用食料、生活必需品、その他の応急対策用資機材、水防に必要な資材・機材の備蓄及び管理体制の整備を進める。

第2 備蓄体制の整備

【担当 危機管理室】

備蓄を行うに当たっては、指定避難所又は指定避難所の位置を考慮した場所での分散備蓄を基本とし物資の性格に応じ集約備蓄を行うなど、備蓄体制や災害時の適切な管理、運用体制の整備に努める。特に、大規模な災害が発生した際に孤立が想定される地域については、食料、飲料水及び生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制の整備に努める。備蓄数量の設定に当たっては、大規模災害発生時の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、市内事業者からの調達や他市町村間との連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

また、市民の生活雑用水を確保するため、防災井戸の設置及び災害時市民協力井戸の登録を推進する。

第3 緊急調達体制の整備

【担当 商工観光部、農政部、危機管理室、健康福祉部】

本市においては、農村地帯を抱え農作物を産出し、また、商業、特に卸売業者が多数あることから、これらの特性を活かし、緊急調達体制を整備していくものである。

市内各事業所等との間で、災害時における必要物資等の確保のため供給協定の締結等を検討し、段ボールベッド等生産に時間を要する物資等の調達体制の整備を行う。

(主な対象)

主食となる米穀、生鮮食品、粉ミルク、その他の食品、

燃料

マスク、アルコール消毒液及び日常生活品

その他災害対策用物資一般

第4 住民に対する備蓄等の啓発

【担当 危機管理室、消防本部】

- (1) 各自が災害時に備え、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水のほか、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の備蓄を行うよう、さらには資源の多元的活用等について啓発を図る。
- (2) 各自が平常時の生活においても災害時の対応を考えるよう、あらゆる機会をとらえ、啓発を図る。

第5 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立**【担当 環 境 部】****1 災害廃棄物処理計画の策定**

市は、平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の災害廃棄物対策指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、市災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。

2 広域処理体制の確立

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。大量発生が見込まれる災害廃棄物を受け入れるのに十分な大きさの仮置場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるなど、処理施設的能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする

第13節 自主防災組織の整備

【担当 危機管理室、消防本部】

災害発生時における被害の軽減を図るためには、県、市、防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、日頃から防災活動を積極的に行うことが重要である。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ防災活動の推進につとめさせることが重要である。

第1 自主防災組織の育成指導

自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し災害発生時における自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核として自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成基準に当たっては、地域に密接して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、町内会、自治会単位の規模で編成するものとする。

なお、組織の編成に当たっては、次の点に留意するものである。

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- (3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地元の自主防災組織に積極的に位置付けを図る。
- (4) 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

第3 自主防災組織の活動

1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害発生時に効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所
- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (6) 指定緊急避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

2 日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日頃から集会、各種行事を活用して日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や指定緊急避難場所、指定避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

また、民生委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、日本語を解さない外国人などのいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。

(2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ的確に対処するためには、日頃から実践的な各種訓練等を行い、各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が中心となり支所及び消防本部の協力のもと、次のような訓練を実施するものとする。

① 災害情報の収集伝達訓練

災害時における市や防災関係団体からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

② 消火訓練

初期消火、火災の拡大、延焼を防ぐため、訓練用の水消火器を使用した消火訓練を行い、消火に必要な技術及び知識を習得する。

③ 救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当を行うことが重要であることから、救出用資機材の使用法や自動体外式除細動器(AED)の操作方法について習得に努める。

④ 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保したり、配給方法について習熟を図る。

⑤ 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に関しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行うものとする。

⑥ 指定避難所運営訓練

指定避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、市との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は災害発生時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災用資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

第4 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進にも努めるものとする。

このため、県と市は、こうした取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、市は企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

第5 地区防災計画の位置付けと策定促進

災害対策基本法第42条の規定に基づき、地域の意向等を踏まえながら、地区防災計画を本計画に規定することができる。また、同法第42条の2の規定に基づき、地域の居住者等から当該地域における防災活動等に関する地区防災計画を本計画に定める提案があった場合は、内容等を確認し、必要があると認めるときは、本計画に位置付けるものとする。（資料編 資料2-1-2「福島市地域防災計画に規定する地区防災計画一覧」）

地区防災計画は、一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う自発的な防災活動に関する計画であり、市が活動の中心となる本計画と地域コミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。地区防災計画が地区居住者等により策定され、福島市防災会議に対し提案された場合、福島市防災会議は、本計画と地区防災計画との整合が図られているか等を確認のうえ、本計画に規定し、自助・共助による地域の自発的な防災活動を促進する。

また、市は地区居住者等が地区防災計画を策定する際には、必要に応じて助言や訓練指導、情報提供等を行うとともに、未策定の地区に対しては、地区防災計画策定に向けた普及啓発を積極的に推進する。

なお、地区防災計画の内容は、計画の対象範囲、活動体制のほか、地区居住者等による防災訓練、物資及び資器材の備蓄、地区居住者等の相互の支援等各地区の特性に応じて地区居住者等によって行われる防災活動を定めたものとする。

第6 災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害に関する石碑、モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。また、災害に関する各種資料の収集・公開等により住民等が災害教訓を伝承する取組を支援するとともに、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第14節 防 災 訓 練

【担当 危機管理室、消防本部】

災害発生時に迅速かつ的確に行動するためには、様々な災害の状況を想定した日頃からの訓練が重要である。また、国内外において感染症が確認されている状況下では、感染症が拡大する中で災害が発生したことを想定し、感染症対策に万全を期すための訓練が重要である。

このため、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて市民の防災意識の高揚を図っていく。

なお、各種の防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加、性別や一人ひとりの個性を尊重した対応について配慮するとともに、感染症対策等を考慮した運営に努めるものとする。

第1 総合防災訓練

1 概要

大規模災害時を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、及び要配慮者も含めた地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図っている。

2 訓練項目

次のような項目を実施することとし、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練も適宜取り入れて行うものとする。また、必要に応じて他市との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も合わせて実施するものとする。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（要配慮者誘導含む）、救助、救急
- (3) 地域住民による初期消火訓練、応急手当訓練等
- (4) 指定避難所設営、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- (6) 上下水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- (7) 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等、災害医療チーム等受入れ

第2 地域防災訓練

1 概要

地域防災対策に関する課題への対応力向上を図るため、災害対策現地本部となる支所を単位として、自助、共助を基調に、地域の特性に応じて考えうる様々な被害への応急対応訓練を取り入れた訓練を実施する。

2 訓練項目

- (1) 災害対策現地本部設置訓練
- (2) 各地区代表者への情報収集伝達訓練

- (3) 初期の避難、救出、救護訓練
- (4) 要配慮者の支援、避難訓練
- (5) 食料供給、炊き出しなど、避難者への支援訓練
- (6) 応急給水訓練
- (7) その他、地域の特性に応じた訓練

第3 実効性のある個別訓練

1 概要

総合防災訓練、地域防災訓練のほか、必要に応じて実効性のある個別訓練を実施するものとする。地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るとともに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえた感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

2 個別訓練の種類

(1) 通信訓練

災害情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、防災用IP無線、防災電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び災害対策オペレーションシステムを有効に活用できるよう備える。

(2) 動員訓練

災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。また、勤務時間外における非常参集訓練の実施についても適宜実施する。

(3) 災害対策本部設置・運営訓練

災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、県から派遣される情報連絡員（リエゾン）との連絡等、本部の運営を適切に行うため、災害対策本部設置・運営訓練を実施する。

(4) 指定避難所設置運営訓練

指定避難所の設置、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、指定避難所となる施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を得て、指定避難所設置運営訓練を実施する。

(5) ペット同伴避難所における訓練

飼い主とペットが躊躇なく安心して避難できるようにするため、獣医師、動物愛護ボランティア、飼い主等が参加し、実践に即した市民参加型の防災訓練を年1回以上行い、災害発生に備えるものとする。

(6) その他の訓練

防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。また、ふくしまスカイパーク（場外離着陸場）においては、消火、救出・救助等の訓練実施時の協力、災害時の通信訓練、物資内受入体制の訓練を実施する。

(7) 実際の災害リスクを想定した訓練

災害発生による大規模停電時（ブラックアウト）等を想定した電源及び通信手段確保訓練をはじめ、実際に発生した災害リスクを想定した訓練を実施する。

第4 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1 概要

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

2 事業所における訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的に実施するものとする。

また、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

3 自主防災組織における訓練

自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連する防災関係機関との連携を図るため、所轄消防署の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

4 一般市民の訓練

市民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、市をはじめとする防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民への防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努めるものとする。

第5 訓練の評価と地域防災計画への反映

市は、訓練の実施後においては地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させるものとする。

第15節 ボランティアの育成

【担当 政策調整部、健康福祉部、教育委員会】

ボランティアの受入体制等について、市社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部の機関等と協議し、ボランティアが十分機能できるよう指導・育成を行う。

- (1) 社会教育の場等あらゆる機会を活用し、ボランティアの担い手の育成を図る。
- (2) 各地区、各種ボランティアの把握に努める。
- (3) ボランティアグループに対して研修会、説明会等を開催し、防災意識の理解・啓発を図る。
- (4) ボランティアグループの震災時における役割分担の明確化を図るとともに、具体的行動マニュアルを作成する。
- (5) 市内・市外ボランティアの受入体制の確立
受入組織、コーディネーターの育成、ボランティアに対する食・住の対応についても検討する。

第16節 要配慮者の安全確保

要介護認定者、一人暮らし高齢者、障がい者（児）、妊産婦、乳幼児、日本語を解さない外国人など、避難の際に特に配慮を要する者を「要配慮者」として想定するものである。

要配慮者が、安全で安心して暮らせる地域を目指して、可能な限り自力避難が可能な環境条件を整備するとともに、地域ぐるみの支援体制づくりを行うものである。

第1 避難行動要支援者の現況と基本的な考え方

【担当 危機管理室、健康福祉部、消防本部】

1 避難行動要支援者の現況

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち災害発生時、自ら避難することが困難な者で特に支援を要する者をいう。

2 基本的考え方

- (1) 健康福祉部等の職員により「避難行動要支援者支援チーム」及び「指定避難所開設運営チーム」を編成し、避難行動要支援者の安全確保及び支援体制の整備を推進する。
- (2) 地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の居宅を事前に把握しておき、災害情報の伝達、安否確認体制や災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保を日頃から手当てできるよう地域で支えるネットワークを形成する。
- (3) 市は、介助を必要とする避難行動に対して支障となるような要素の有無を調査し、避難行動要支援者が安全で安心して暮らせる環境づくりを総合的に推進する。

第2 避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画の策定

市は、市内に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

また、市は、自主防災組織や町内会、民生委員や社会福祉協議会、福祉専門職、福祉事業所等と連携しつつ、実効性のある避難支援等がなされるよう、一人ひとりの避難計画（以下「個別避難支援プラン」という。）の策定を進める。市においては、現行の個別支援避難プランを個別避難計画とする。

1 避難行動要支援者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するものとする。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 75歳以上のひとり暮らし高齢者
- (3) 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている者
- (4) 療育手帳Aの交付を受けている者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の交付を受けている者
- (6) 指定難病医療費受給者証の交付を受けている者のうち、医療依存度が高い者

- (7) 65～74歳のひとり暮らし高齢者など、登録制度の趣旨に賛同し、登録を希望する者
(高齢者世帯、要介護認定2～要支援1、身体障害者手帳3～6級、療育手帳Bの交付を受けている者・難病患者のうち(6)以外の者及び外国人の登録希望者等)

2 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 性 別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由

3 要配慮者情報の利用及び取得

- (1) 市内部での情報集約

避難行動要支援者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するため、関係部局で把握している要介護高齢者、障がい者、難病患者等の情報を集約する。

- (2) 県知事等からの情報の取得

市は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第49条の10第4項の規定に基づき、関係都道府県知事その他の者に対して、市が把握していない要配慮者の情報提供を依頼する。

4 避難行動要支援者名簿の更新と共有

市は避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、少なくとも4ヶ月に一度避難行動要支援者名簿の情報の総確認を行うとともに、日頃から以下の方法により、避難行動要支援者の把握に努める。名簿を更新した場合は、避難行動要支援者名簿を情報提供している各地域(地区)避難行動要支援者避難支援連絡協議会等にも定期的に周知する。

- (1) 転入・転出・死亡者及び要介護認定等の変更の把握

避難行動要支援者の要件に該当する要介護高齢者、障がい者等が、転入・転出・死亡、または要介護認定の変更等により、新たに避難行動要支援者の要件に該当することとなった場合や避難行動要支援者の要件を満たさなくなった場合、関係部局からの情報提供により定期的に把握する。

- (2) 長期入院・入所

避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期入所や長期入院したことを把握した場合、関係部局はその情報を長寿福祉課に提供する。

5 個別避難支援プラン策定の進め方

地域におけるハザードの状況や避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度等を考慮し、優先度が高いと判断した避難行動要支援者から取り組みを進める。

策定にあたっては、避難行動要支援者の心身の状況に応じて、日常的にケアプラン作成等で関わりを持つ福祉専門職や、避難行動要支援者本人及び地域の支援等関係者による策定を支援する。

優先度が高いと判断した避難行動要支援者について、優先度を考慮しすみやかに策定すること为目标

とする。

第3 避難行動要支援者名簿及び個別避難支援プランの利用及び提供

避難行動要支援者名簿及び個別避難支援プラン(以下、この節において「避難行動要支援者名簿等」という。)は、市が行う避難支援等の実施のために内部で利用するとともに、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施のため、避難行動要支援者本人から同意を得た上で、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で各地域(地区)避難行動要支援者避難支援連絡協議会及び個別避難支援プランの策定に携わる避難支援等関係者(以下、「避難支援等関係者」という。)に提供する。

ただし、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、本人の同意を得ることなく名簿情報等を提供することができる。

1 各地域(地区)避難行動要支援者避難支援連絡協議会の範囲

避難行動要支援者名簿等の情報を提供する各地域(地区)避難行動要支援者避難支援連絡協議会は、次に掲げる機関等とし、災害発生時には避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求める。

- (1) 自主防災組織
- (2) 町内会
- (3) 消防機関
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 社会福祉協議会
- (6) 地域包括支援センター
- (7) その他災害時に避難行動要支援者の避難支援等を行う者

2 適正な情報管理

避難行動要支援者名簿等の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の事項に留意して行う。

- (1) 避難行動要支援者名簿等には、秘匿性の高い個人情報を含むため、避難支援等関係者、警察機関に限り提供する。
- (2) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (3) 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿等の保管を行うよう指導する。
- (4) 避難行動要支援者名簿等を必要以上に複製しないよう指導する。
- (5) 避難行動要支援者名簿等の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿等を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (6) 避難行動要支援者名簿等を提供した場合、提供者は提供先から6ヶ月に一度を基準に取扱状況を報告させる。
- (7) 避難行動要支援者名簿等の提供者は、提供先に対し個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

第4 避難のための情報伝達

市は、災害が発生するおそれがある場合は、市地域防災計画に示す「避難の実施機関及び実施の基準」に基づき、避難情報等を適切に発令し、その発令に当たっては要配慮者が円滑に避難できるよう以下の事項に留意

して行う。

1 避難情報の発令・伝達

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難のため、適切に「高齢者等避難」を発令する。

その発令・伝達に当たっては、高齢者、障がい者等にもわかりやすい言葉や表現を使って行う。

2 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時等は、迅速かつ確実に避難指示が伝達できるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、屋外スピーカー、戸別受信機、広報車による情報伝達に加え、携帯端末等による緊急速報メールを活用するなど複数の手段を組み合わせること。また、避難行動要支援者の特性に応じて、FAXや聴覚障害者用情報受信装置、SNS、字幕放送等を活用して情報伝達を行う。

第5 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、災害発生時又は災害の発生するおそれがある場合には、避難支援等関係者が、あらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿等を基に避難支援等を行うとともに、平時からの情報提供について同意していない避難行動要支援者についての情報も、避難支援等関係者及び警察機関に提供し、避難支援等の協力を要請する。

1 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者はあらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者又はその家族等の生命及び身体安全を守ることを前提とした上で、できる範囲で行うものとする。

2 避難支援等関係者の安全確保措置

市は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿等の活用等について説明するとともに、避難支援等を行う避難支援等関係者への災害情報の提供など安全確保のための措置をとる。

第6 社会福祉施設等における対策

【担当 健康福祉部、危機管理室、消防本部】

1 避難計画の策定

各施設の管理者は、入所者・通所者の安全な避難を確保するため、災害発生時の職員の任務分担、動員体制、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織等との連携、避難情報の伝達方法の明確化、指定緊急避難場所・指定避難所の指定と確認、避難経路及び避難方法等について検討し、避難計画を策定する。

市は、必要な指導助言を行う。

2 防災訓練の実施

各施設の管理者は、策定された計画に基づき円滑な避難行動が実施されるよう市及び地域の自主防災組織等との連携により定期的に防災訓練を実施する。

3 地域住民との連携による協力支援体制の確立

各施設の管理者は、平常時から施設入所者、通所者及び地域住民との交流に努め、災害時には地域住民の協力が得られるよう、必要な体制づくりを進める。

4 施設・設備の整備・充実

各施設の管理者は、施設や設備の点検を常に行うとともに、安全避難のための必要な施設・設備について検討し、特に発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

5 給油支援対策

市は、災害発生時におけるガソリン等の供給に関する事項を定めた「災害時の福祉施設等への給油支援マニュアル」に基づき、災害時においても介護や支援を必要としている人へのサービスが継続できるように給油支援を行う。

第7 在宅要介護者等に対する対策

【担当 健康福祉部、消防本部】

1 支援体制及び避難用器具等の整備

災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、町内会等との連携を図り、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から収集し、一人ひとりの避難行動要支援者に対しての複数の避難支援者を定める等、個別避難支援プランの策定を行う。

特に発災初期においては、防災関係機関の対応が著しく制限されることから、自主防災組織、町内会等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

2 防災知識の普及・啓発

避難行動要支援者及びその家族に対し、災害に備えるためのパンフレット、チラシ等を配布するとともに、日頃の備え、地域の防災訓練等への参加など、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

第8 市外からの来訪者への対策

【担当 商工観光部、消防本部】

本市は磐梯朝日国立公園の一角をなし、並びに飯坂・土湯・高湯をはじめとする温泉群を有することから観光客など来訪者が多い。

市外からの来訪した人の避難誘導等について体制を整備するとともに訓練の強化を図る。

第9 避難所における要配慮者支援

【担当 危機管理室、健康福祉部】

1 指定避難所の整備

指定避難所等とする施設は、障がい者や高齢者など要配慮者の生活面での物理的障壁が除去されたユニバーサルデザインへの配慮がなされている公共施設とするが、ユニバーサルデザイン化されていない公共施設を指定避難所等として指定する場合には、多目的トイレ等の設備やスロープなどの段差解消設備について体制の整備に努めるものとする。

2 指定福祉避難所の設置

要配慮者が安心して避難生活を送ることができ、必要な生活支援を受けることができる社会福祉施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとする。なお、医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等の電源の確保等に努めるものとする。また、福祉避難所として必要な物資、機材、人材の確保などあらかじめ関係団体、事業者等と支援協定を締結しておく。

3 指定避難所と指定福祉避難所との連携

要配慮者が一般の指定避難所において避難生活を送ることが困難な場合には、安心して必要な生活の支援を受けることができるよう、指定避難所から速やかに福祉避難所に移動できる連携体制の整備に努める。

第10 外国人に係る対策

【担当 危機管理室、市民・文化スポーツ部、消防本部】

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりを行うとともに、防災対策の周知に努める。

- (1) 多言語による災害情報の伝達や、外国人のライフスタイルに応じた多様な手段を用いた広報の充実に努める。
- (2) 指定避難所等を表す標識等、災害に関する表示板を多言語化・ピクトグラム表示にする。
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育に努める。

第17節 応援体制の整備

大規模災害時には、その応急対策を講ずるに当たって、本市のみでは対応が不可能な場合が起こり得る。このため、広域的な応援体制の確立を図る。

第1 消防相互応援協定及び緊急消防援助隊

【担当 消防本部】

消防相互応援協定については、消防組織法第39条の規定に基づき、隣接市町村や消防本部との相互応援協定の締結並びに福島県消防広域応援協定の締結、緊急消防援助隊による広域消防体制の推進を図っている。

この協定に基づく受援計画を作成し、具体的な方策を協議しておく。

第2 市町村相互応援協定等の締結

【担当 危機管理室】

市では、他市町村との間で、災害発生時の相互応援協定(資料編 資料4-23のとおり)を締結しているが、さらに近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間で相互応援の協定も検討する。

特に、災害時における技術職員(土木・建築職等)の派遣体制の整備にも努めるものとする。

また、協定締結市町村の間では、連絡を密にするとともに、総合防災訓練への相互参加や、情報伝達訓練の実施を通じて、さらに実効性の高い関係を構築する。

第3 民間事業者・団体との応援協定の締結

【担当 各部等】

大規模災害時には行政の力のみでは対応が不可能であり、物資や役務の供給力を持つ関係企業、団体等との間で災害時応援協定を結ぶものとする。

第4 応援協定の公表

【担当 危機管理室】

民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。

第18節 消 防 計 画

【担当 消防本部】

大災害に対応し得る消防の組織、人員、施設等の消防体制の充実強化を図り、予防消防を徹底し、火災発生を未然に防止するとともに、これら災害による被害を軽減し、住民の安全安心を保持する。

第1 災害の現況と備え

近年の火災発生件数についてみると、ほぼ横ばいで推移しているが、宅地開発等の市街地の拡大により、火災への広範囲な対応が求められてきており、さらに今後の火災は建築物の複合化、中高層化、深層化等の都市空間の高度利用に伴い複雑多様化、大規模化するものと予想されることから、火災を未然に防止するためには、違反建築物への指導や予防査察の強化などを推進する必要がある。

第2 消防体制

本市における消防体制についてその組織、消防本部、署等の庁舎現況、消防団の人員、施設の状況及び火災通信体系は、資料編 資料2-10 から2-13、1-17 のとおりである。

第3 消防体制の強化計画

(1) 常備消防力の整備拡充

消防署所の配置状況を見ると、旧市域の福島消防署を中心に北部に飯坂消防署、清水分署、南部に福島南消防署、杉妻出張所、西部に信夫分署、西出張所、東部に東出張所がそれぞれ設置されているが、市街地の拡大傾向あるいは交通事情等を考慮し、さらに消防力の整備拡充を計画的に図るとともに、地震をはじめ、多様な災害に対応できる車両や資機材の充実を図るものとする。

(2) 非常備消防力の整備

9方面隊43分団で構成されているが、常備消防力との連携及び自衛的消防機能を確保するため、消防団車両、資機材、施設の適正配置及び団員装備品の充実に努めるものとする。

(3) 消防水利の確保

耐震性をもたせた貯水施設の整備、また自然水利の重要性に鑑み、河川等を消防水利として取水可能な状態へ整備を図るなど、市街地の拡大に対応し得る消防水利の充実と、消火栓の増設を計画的に進めるものとする。

(4) 消防職員及び消防団員の教育訓練

専門的、科学的な知識及び技術を備えた消防職員を養成するため、国・県等の行う教育訓練を受講させるほか、随時実践的な教育訓練を行う。

また、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりに努めるとともに、新任消防団員については初任教育の講習を受講させるほか、計画的に実地訓練を行う。

第4 救急体制の整備

市の救急業務は、10隊で行っており、出動件数は年々増加している。これは人口の高齢化や疾病構造の変

化、新たな感染症の発生により急病等が増大し、救急への社会的要請が高まっているためと考えられる。

このため、これら救急の高度化に対応できる救急隊員、車両、資機材の配備を進めるほか、救急医療機関や保健所等との密接な連携を図る。

また、救命率の向上を図るために、普通救命講習会等を通じ、応急手当の普及と自己救護能力の向上を図っていく。

第5 火災予防計画

(1) 火災予防思想の普及

火災防止を図るために市政だより及び消防署ごとに作成する広報紙や、新聞・ラジオ・テレビ・SNS・チラシ・ポスター等による広報を通じ防火思想の普及を図る。

(2) 予防査察の実施

① 定期予防査察

年度計画により消防法第4条及び第16条の5による立入検査等を実施する。

② 臨時警防査察

年末年始、祭礼、家屋の新築、増築等で必要と認めるとき又は住民等から要請があったとき、臨時に実施する。

③ 特別予防査察

ア 高齢者、障がい者等の要配慮者在宅家庭及び一般住宅の防火指導を実施する。

イ 緊急に査察を必要とするとき、そのつど実施する。

(3) 防火管理の指導

防火管理者の資格取得のための講習や、防火管理の指導を行う。